

第2次甲府市立図書館基本計画（案）



令和7年3月
甲府市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の趣旨	
1 計画の背景	1
2 計画策定の目的	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	5
第2章 甲府市立図書館の概況	
1 図書館サービスの概要	6
2 主要な図書館サービス	6
3 図書館サービスの実績	9
第3章 第1次計画の検証と課題	
1 第1次計画の概要	11
2 第1次計画の検証と課題	13
3 利用者アンケート結果	15
第4章 第2次計画の基本構想	
1 目指す図書館像	21
2 基本理念	21
3 第2次計画の施策体系	22
4 施策の取組内容	23
《基本方針1》基本サービスの充実を図ります。	23
《基本方針2》子どもの読書活動を推進します。	25
《基本方針3》社会教育活動の充実を図ります。	26
《基本方針4》未来志向のサービスを構築します。	27
5 計画の推進体制	27
第5章 計画の進行管理及び点検・評価	
1 進行管理	28
2 点検・評価	28
注)本文中の「＊」については、巻末に用語解説を入れています。	
資料編	
関係法令等	30
用語解説	40

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の背景

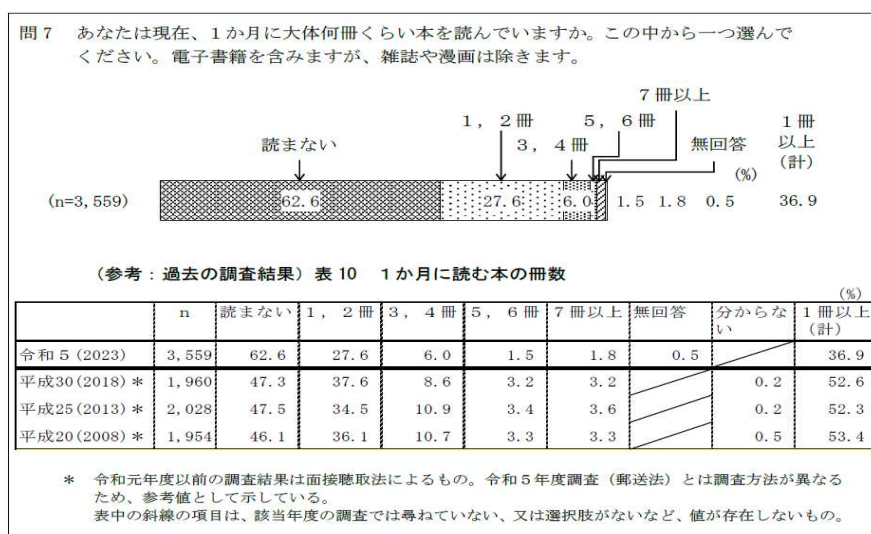
(1) 社会情勢

我が国は、全国的に少子高齢化に伴う人口減少が急速に進み超高齢化社会を迎え、私たちを取り巻く社会情勢は急激な変化を遂げています。行政へのニーズは多様化・複雑化の一途を辿り、社会生活においても、性別、人種、国籍、趣味嗜好や価値観など様々な属性を持った人々の共存や、多様な人々が互いの個性を受け入れ尊重し、相互に機能している環境作りなども求められ、社会と個人は様々な解決すべき課題に直面しています。このため私たちは、課題解決のために知識と情報を必要とし、子どもについても生きる力を養う教育が重視され、豊かな心や健全な心身の発達に向けて幼児期からの読書習慣の育成と読書環境の整備が求められています。

このような社会情勢の中において、図書館は知の源泉である読書を支える重要な知的インフラ(社会基盤)として社会的意義や社会への貢献が重視されています。

また、令和元年(2019年)末から全国的に広がった新型コロナウイルス感染症の影響により、図書館においても長期の休館等を余儀なくされる中、それまで図書館サービスの主流であった対人・接触型サービスにも制限が設けられました。これにより、オンライン学習やリモートワークなどが普及し、ICT技術(※1)がこれまで以上に生活に浸透したことで、仕事や学びの方法も急速に新しい生活様式へと変化を遂げています。

こうした状況の中、文化庁が行った全国の16歳以上の約 6,000 人を対象とした2023年度の「国語に関する調査」によると、1カ月に1冊も本を読まない人が6割を超えていることが判明するなど、読書離れが加速している結果となり、公共図書館の役割がさらに重要となってきています。



出典:文部科学省ホームページ
(<https://www.mext.go.jp/>)

(2)図書館を巡る動き

IFLA-UNESCO 公共図書館宣言(2022年)では、「地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する」と宣言しており、図書館の役割として「公共図書館が教育、文化、社会的包摂、情報の活力であり、持続可能な開発のための、そしてすべての個人の心のなかに平和と精神的な幸福を達成するための必須の機関である」と表明しています。

また、国は子どもの読書環境整備を目的とし、平成13年(2001年)12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。さらに、平成17年(2005年)7月には「文字・活字文化振興法」が制定され、その中で地方公共団体は、図書館が適切な図書館サービスを提供できるよう、人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進、その他の図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずることなどが規定されました。

その後、平成24年(2012年)12月、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、図書館の管理運営についての新たな指針として、公立図書館の管理運営に関する基本的運営方針の策定と、設定された目標や事業計画の達成状況等に関し、自ら点検と評価に努めるよう示されています。

さらに、平成28年(2016年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、公立図書館を含む行政機関等において合理的な配慮の提供が義務となり、平成30年(2018年)には著作権法の一部改正により図書館での障がい者サービス等の範囲が拡張されたことに続き、令和元年(2019年)6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)では、障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて図書資料や施設・設備等への対応が謳われており、これからは、これらに対応した図書館運営が求められています。

(3)持続可能な開発目標(SDGs)への取組

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて「接続可能な開発のための2030アジェンダ」が加盟国の全会一致で採択され、17のゴール・169のターゲットからの構成で、令和12年(2030年)までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として示されました。

図書館においても、SDGsの17のゴールのうち、図書館と関係性の高い「4 質の高い教育をみんなに」と「11 住み続けられるまちづくりを」を中心に目標達成に向けて貢献し、図書館を通じて全ての人々に公正で質の高い教育と生涯学習の機会の提供を図ることが求められています。



(4) 甲府市の状況

①第六次甲府市総合計画【目標年度：平成28(2016)年度～令和7(2025)年度】

本市では、平成28年(2016年)3月に「第六次甲府市総合計画」を策定し、『人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府』を目指す都市像と定め、その都市像を実現するため、4つの基本目標に基づき、まちづくりを進めています。

基本目標：【いきいきと輝く人を育むまちをつくる】

施策の柱：【心豊かで輝く人を育む】

施策1：【生涯学習の充実】を基本構想としています。

生涯学習に関する施策として、『市民が生涯にわたり学び続け、楽しみや生きがいを持つことで、自己の充実・啓発や生活の向上を図ることができるよう、学習機会や学習内容を充実するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる仕組みづくりに取り組みます。』と定め、図書館管理運営事業は施策を構成する事業の一つとなっています。また、この計画は今後、第七次甲府市総合計画【目標年度：令和8(2026)年度～令和17(2035)年度】として策定されます。

②甲府市教育大綱

甲府市教育委員会では、令和5年(2023年)4月に甲府市教育大綱を策定し、『次代を担う子どもたちの個性と才能を伸ばし、人間性豊かで創造性に富む人間形成を図るため、夢に向かっていきいきと学べる教育環境を創造し、市域に育まれた歴史や文化を継承しながら、地域がつながり、未来(あした)につなぐ「まなび」を推進する。』を基本理念と掲げ、教育、学術及び文化の振興を図る施策を総合的かつ積極的に推進しています。

図書館における施策として、『いつでも、どこでも利用できる「知の拠点」としての社会教育施設の役割を果たすため、蔵書資料の整備を図るとともに、良質な図書館サービスの提供に努め、読書を通して人生を豊かにする読書文化の醸成と、子どもの読書活動の推進を図ります。』と定めています。

③甲府市生涯学習ビジョン

本市では、令和4年(2022年)3月に甲府市生涯学習ビジョンを策定し、「地域がつながり、未来(あした)につなぐ『まなび』の推進」をテーマに、生涯学習を通じて、市民だれもが生きる喜びと希望を持ち、人と地域がつながり、未来に向かって人生の充実を感じて暮らすことのできるまちづくりを推進しています。

甲府市生涯学習ビジョンにおいて、図書館は、魅力ある図書館づくりと読書活動の推進として、市民のニーズに即した質の高い資料の収集・整備や武田氏関係の地域資料の継続的な収集推進、子どもたちに出会ってほしい基本図書の充実などにも努めるとともに、ハイブリッド図書館(※2)についても調査研究を行い、必要な情報を利用者に届けるレファレンスサービス等の充実や職員研修の強化などにより、市民のニーズに応えられる図書館サービスの提供に努めます。

また、「いつでも・どこでも・だれでも」、市内のどこに住んでいても公平に図書館サービスが享受できるような図書館サービスネットワーク網(※3)の構築に努めるとともに、移動図書館「なでしこ号」の効率的な運営や公民館図書室とのネットワーク化などによる他施設との連携強化などを通して、図書館をより利用しやすくなるよう、取り組みます。

さらに、近年、子どもの読書離れが深刻な問題となっていることから、家庭・地域・学校等において自主的に読書を行う習慣を養い、また、読書習慣を身につけることができるよう読書環境の整備に努めると定め、生涯学習を推進しています。

2 計画策定の目的

平成24年(2012年)12月に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年 文部科学省告示第172号)が改正され、図書館の管理運営についての新たな指針が示されたことから、甲府市立図書館では、令和2年(2020年)3月に「甲府市立図書館基本計画」(以下「第1次計画」という。)を策定し、図書館運営を行ってきました。

計画期間中は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、休館や利用制限などを行ったことから来館者の減少による利用実績の伸び悩みとともに、感染症拡

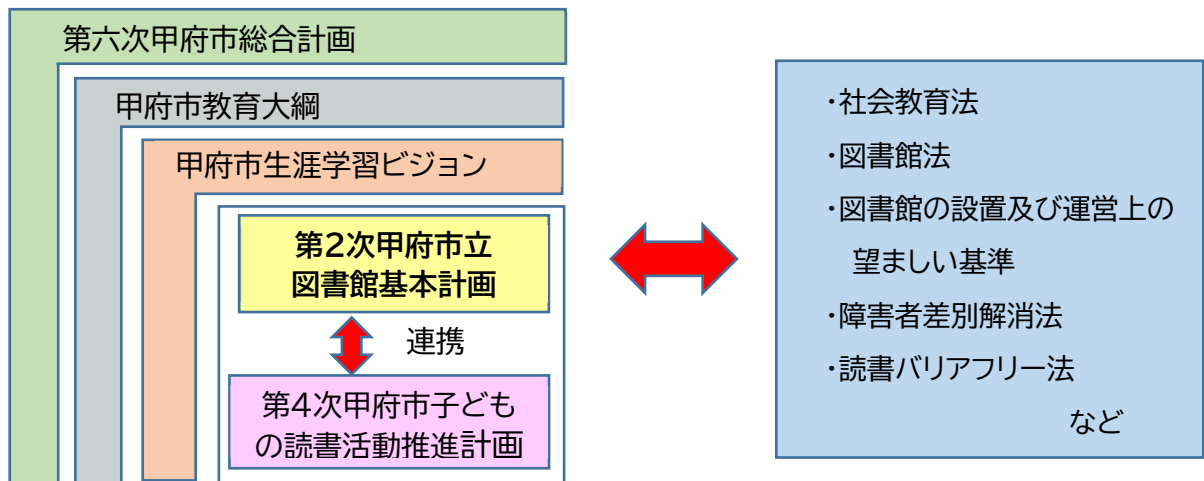
大防止のためイベントを休止したことにより、再開後の集客率も減少している状況です。

また、令和元年(2019年)には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)が施行され、障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会を目指すことが求められております。

今回、第1次計画の期間終了に伴い、これまでの方針や課題を検証するとともに、第1次計画の基本的な考え方を継承する中で、少子高齢化に伴う人口減少などの社会的背景を鑑み、今後の甲府市立図書館の目指すべき運営方針や経営ビジョンを示すため、新たに「第2次甲府市立図書館基本計画」(以下「第2次計画」という。)を策定しました。

3 計画の位置づけ

第2次計画は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の趣意に基づき策定する、「図書館法」、「子どもの読書活動推進法」ほか、関係する諸法令並びに「第六次甲府市総合計画」、「甲府市教育大綱」などの上位計画を指針とした、本図書館の基本的運営方針となるものです。



4 計画の期間

計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5か年とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、甲府市立図書館協議会(※4)において協議・調整を行う中で必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 甲府市立図書館の概況

1 図書館サービスの概要

甲府市立図書館は、創設以来、今日まで、生涯学習の情報拠点施設として市民の文化などの向上に寄与してきました。現在は、多様化する市民の要望に応えられるよう、図書や視聴覚資料を幅広く収集、整理、保管するとともに、インターネットによる本の予約受付、北・西・南・中道公民館図書室とのネットワーク活用、移動図書館「なでしこ号」による市内33ステーションの巡回や地域文庫(※5)等18箇所への団体貸出(※6)など、市民の身近な情報あるいは生涯学習の拠点施設として、利用者が必要とする知識や学習機会の提供に努めるとともに、分館機能を担う北・西公民館図書室へは司書を定期的に派遣し、利用者からの相談に応じるなど、きめ細やかなサービスを心掛けています。そのほか、夏休み期間の開館時間の繰上げ、電話やホームページからの貸出期間延長手続き、Facebook 等を活用した情報発信など利便性の向上にも注力しています。

さらに、新しい生活様式に対応するとともに、本を読むことに困難を抱える障がい者や高齢者等に対し、合理的配慮(※7)に資するツールとして公共性と汎用性の高い電子書籍サービス(※8)を導入し読書環境の整備を図っています。

また、子どもの読書活動推進を図るため、出生届の提出の際に絵本を配布するブックスタート事業(※9)や小学校、公民館図書室、児童館などに出張して子どもを対象にした絵本の読み聞かせや手遊びなどを行う「おはなしキャラバン(※10)」、講演会やボランティア団体と協力して読み聞かせ会のイベントを開催するなど、全世代に渡る図書館サービスの提供を展開しています。

2 主要な図書館サービス

(1) 移動図書館「なでしこ号」の巡回

遠隔地に居住するなど図書館に直接来ることができない市民のために、サービスステーションを市内33か所に設置し、毎月2回、定期的に「なでしこ号」で巡回して図書の貸出しを行っています。

(2) 団体貸出

市民のボランティア活動によって運営し、児童を中心とする地域住民に貸出しを行っている地域文庫4箇所及び保育所等20箇所に、それぞれ図書資料を配本し、市民の利用に供しています。

(3) 公民館図書室の有効活用

身近な場所で図書館サービスが受けられるよう、北公民館図書室・西公民館図書室・南公民館図書室・中道公民館図書室を図書館ネットワークで結び、本館の本の予約受取りなど本館から離れた地域に住む利用者の利便性の向上に努めています。また、北・西公民館図書室においては、司書を定期的に派遣し、利用者からの相談等への対応など、サービスの向上に努めています。

(4) 子どもの読書活動の推進

子どもたちが豊かな心を持ち、健全な心身の発達や生きる力を養うためには、幼児期から読書習慣の育成と読書環境の整備が重要となっています。このため、出生届の提出の際に絵本を配本するブックスタート事業に加え、子ども向け読書記録ノートを作成し、図書館ホームページに様式を掲載し活用してもらうなど、子どもの読書活動の推進に努めています。また、「第4次甲府市子どもの読書活動推進計画」(令和7年3月策定)に基づき、引き続き子どもたちが本の世界や読書の楽しさを知り、生涯にわたる読書習慣を身に着けるために、「家庭」、「地域」、「学校」、「市立図書館」の4つの体系から、それぞれの役割を踏まえて、社会全体で読書を通じて豊かな心と生きる力を育むことができる読書活動を推進していきます。

(5) 「図書館向けデジタル化資料送信サービス(※11)」の活用

国立国会図書館が所蔵するデジタル化した資料のうち、絶版等の理由により入手が困難な資料の画像閲覧や複写が可能となるサービスを行っています。

(6) 各種イベントの実施

甲府市立図書館が主催するイベントや映画会のほか、ボランティアとの協働による絵本の読み聞かせ活動等を実施するなど、図書館利用者の拡大を図っています。

(7) 児童サービス

児童期は、生涯を通して読書習慣が形成される大切な時期であることから、児童が本と出合うことで読書の楽しさに触れ、自ら進んで読書を身につけることができるよう、親子で参加するおはなし会(※12)などのイベントをボランティア団体等と協働して開催しています。また「おはなしキャラバン」の派遣や出生届の提出の際に絵本を配布するブックスタート事業なども行っています。

さらに、質の高いサービスを提供するため、県内の公共図書館で組織する「児童奉仕研究部会」等の研修に参加することで、職員の資質向上に努めています。

(8)予約・リクエストサービス

図書館で所蔵している資料のうち、利用者の求める資料が貸出中の場合、利用者からの予約を受け付け、資料が返却された後に、予約待ちの利用者に提供を行っています。

また、未所蔵の資料についても同じく予約を受け付け、購入または県内の公共図書館から借用を行い、利用者への提供に努めています。さらに、電子書籍サービスにおいても予約サービスを行っています。

(9)レファレンスサービス(※13)

利用者の課題解決及び調査研究などを支援する役割を果たすために、レファレンス資料の充実、所蔵機関調査、書誌的事項調査、資料案内調査、事実・事項調査など、幅広いレファレンスサービスを提供し、利用者の期待に応えられるよう努めています。

(10)電子書籍サービス

新しい生活様式に対応するとともに、本を読むことに困難を抱える障がいを持つ方や高齢者等に対し、合理的配慮に資するツールとして公共性と汎用性の高い電子書籍を導入しています。また、市内小中学校の児童・生徒及び教職員に学校内で既に配備されている1人1台端末等にて電子書籍が利用できる利用者ID及びパスワードの付与を行い、読書環境の整備に努めています。



〈電子書籍サービスストップ画面〉

3 図書館サービスの実績

(1)利用状況(5か年の推移)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数		256 日	225 日	252 日	282 日	255 日
登録人数	一般 (高校生以上)	117,740 人	110,361 人	108,928 人	106,898 人	105,932 人
	児童 (中学生以下)	4,789 人	3,948 人	3,479 人	2,963 人	2,731 人
貸出数	個人	426,226 点	321,933 点	367,613 点	389,889 点	349,725 点
	団体	13,753 点	12,700 点	13,787 点	13,158 点	13,694 点
	移動図書館	16,377 点	19,465 点	18,702 点	18,744 点	17,206 点
蔵書数	一般図書	283,357 冊	287,949 冊	290,905 冊	294,167 冊	298,040 冊
	児童図書	108,217 冊	109,647 冊	110,889 冊	112,121 冊	114,405 冊
	逐次刊行物	30,350 冊	30,596 冊	31,124 冊	31,903 冊	30,025 冊
	AV 資料	5,399 点	5,460 点	5,525 点	5,558 点	5,599 点
人口 1 人当り年間貸出数		2.4 点	1.9 点	2.2 点	2.3 点	2.1 点
1 日平均貸出数		1,776 点	1,574 点	1,588 点	1,496 点	1,493 点
甲府市の人口		187,171 人	186,438 人	185,751 人	185,651 人	183,984 人
受入図書数(購入・寄贈)		19,184 冊	16,605 冊	13,739 冊	12,986 冊	12,719 冊
廃棄図書数 (雑誌、AV資料を除く)		8,069 冊	10,583 冊	9,541 冊	17,808 冊	6,562 冊
電子書籍	利用者登録者数	—	—	—	18,876 人	35,042 人
	ログイン数	—	—	—	1,461 回	13,957 回
	貸出回数	—	—	—	984 回	4,682 回
	閲覧回数	—	—	—	1,879 回	23,751 回
	タイトル総数	—	—	—	464 タイトル	840 タイトル

(2) 令和5年度実績

ア 個人貸出

分類 区分	総記	宗教 哲学	歴史 地誌	社会 科学	自然 科学	工学
一般書	3,289 点	6,538 点	16,432 点	13,572 点	18,496 点	23,432 点
児童書	953 点	1,894 点	4,760 点	3,932 点	5,358 点	6,788 点
計	4,242 点	8,432 点	21,192 点	17,504 点	23,854 点	30,220 点
産業	芸術	語学	文学	絵本 紙芝居 雑誌	CD DVD	計
6,223 点	17,066 点	2,926 点	88,915 点	13,892 点	13,751 点	224,532 点
1,803 点	4,944 点	848 点	25,758 点	68,155 点	0 点	125,193 点
8,026 点	22,010 点	3,774 点	114,673 点	82,047 点	13,751 点	349,725 点

イ 団体貸出

分類 区分	総記	宗教 哲学	歴史 地誌	社会 科学	自然 科学	工学
一般書	29 点	37 点	107 点	158 点	289 点	740 点
児童書	23 点	30 点	87 点	129 点	368 点	174 点
計	52 点	67 点	194 点	287 点	657 点	914 点
産業	芸術	語学	文学	絵本	紙芝居 雑誌	計
73 点	167 点	35 点	1,539 点	0 点	0 点	3,174 点
59 点	222 点	28 点	865 点	8,346 点	189 点	10,520 点
132 点	389 点	63 点	2,404 点	8,346 点	189 点	13,694 点

ウ 移動図書館(なでしこ号)貸出

分類 区分	総記	宗教 哲学	歴史 地誌	社会 科学	自然 科学	工学
一般書	149 点	164 点	422 点	417 点	1,069 点	1,291 点
児童書	36 点	40 点	102 点	100 点	258 点	312 点
計	185 点	204 点	524 点	517 点	1,327 点	1,603 点
産業	芸術	語学	文学	絵本 紙芝居	雑誌	計
142 点	604 点	126 点	6,025 点	0 点	316 点	10,725 点
34 点	146 点	31 点	1,453 点	3,799 点	170 点	6,481 点
176 点	750 点	157 点	7,478 点	3,799 点	486 点	17,206 点

エ 分類別蔵書数

分類	総記	宗教 哲学	歴史 地誌	社会 科学	自然 科学	工学
蔵書数	10,458 点	9,903 点	24,916 点	39,981 点	18,057 点	21,210 点
産業	芸術	語学	文学	郷土 資料	洋書	一般書 計
9,644 点	24,166 点	5,083 点	110,824 点	12,599 点	2,342 点	289,183 点
児童書 計	本館 合計	移動図書館		逐次 刊行物	AV 資料	総計
		一般書	児童書			
102,880 点	392,063 点	8,857 点	11,525 点	30,025 点	5,599 点	448,069 点

オ 電子書籍コンテンツ数

分類	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業
コンテンツ数	21	23	36	63	85	38	52
芸術	言語	文学	絵本	キッズ	読み放題 (キッズ)	地域資料	総計
85	27	154	32	170	50	4	840

第3章 第1次計画の検証と課題

1 第1次計画の概要

(1) 目指す図書館像

甲府市立図書館は地域の公共図書館として、また公立図書館として、種々の法律あるいは提言などから多くの役割を担うことが義務付けられ、また、期待されています。

公共図書館としては、将来に向けて更に少子高齢化が進み、膨大な情報が溢れる知識基盤社会の中で、デジタルディバイドの解消と情報リテラシー(※14)の涵養、そして内閣府が標榜する“Society 5.0(※15)”に象徴される新しい時代への対応など、市民に十分な知識と情報を提供し、また、その活用を促進しなければなりません。

また、公立図書館としては、地域の社会教育施設として、生涯学習の成果を活用する場の提供だけでなく、地域のコミュニティづくりの場として、地域社会をリードする立場を求められていること、また、視覚障がいや肢体不自由等の障がいにより、図書館の利用に不都合を生じさせないような配慮が求められており、より、公共性の高い施設運営が期待されています。

(2) 基本理念

甲府市立図書館は、市民の自主的な学習を支援するとともに、次世代を担う子どもたちをはじめとする全ての市民の豊かな読書活動の拠点として、現行の図書館サービスを堅持しつつ、時代に即した図書館活動を推進します。

また、市民の多様化するニーズに応じて地域が抱えるさまざまな課題解決の支援や地域の実情に応じた情報提供を行うほか、従来の役割に加え、地域活性化・まちづくりの拠点など、より幅広い視点から社会貢献を果たす図書館活動の推進を図ります。

(3)第1次計画の施策体系

基本方針	施策	取組
1 基本サービスの充実を図ります。	(1)利用者ニーズへの対応	ア 利用者ニーズに応える資料等の収集・提供
		イ 地域資料及び甲府市出身者などの資料収集
		ウ 情報サービス環境の整備
		エ 専門職としてのスキルアップ
	(2)広域サービスの充実	ア 公民館図書室の活用
		イ なでしこ号の活用
	(3)アクセシビリティ(※16)の向上	ア 合理的配慮
		イ 専門資料の整備
2 子どもの読書活動を推進します。	(1)第3次子どもの読書活動推進計画の着実な推進	ア 発達段階に応じたサービス
		イ 読書意欲の向上
	(2)子どもの居場所づくり	ア 地域文庫の活性化
		イ 放課後児童クラブ(※18)への貸出等
3 社会教育施設の機能にコミットします。	(1)多様な学習機会の提供	ア 高齢者の居場所
	(2)ボランティア活動の促進	ア ボランティア等との協働
	(3)地域の課題解決支援	ア テーマ別資料の収集・展示
4 未来志向のサービスを構築します。	(1)デジタル情報資源の活用	ア オンライン・データベース(※19)の活用
	(2)資料の電子化	ア デジタルアーカイブ(※20)
		イ 電子書籍
	(3)先進技術の活用	ア 情報媒体(IC タグ(※21)等)
		イ 通信技術(無線通信等)

2 第1次計画の検証と課題

基本方針	検証結果と課題
1 基本サービスの充実を図ります。	・利用者ニーズの対応については、施設の老朽化への計画的な対応とユニバーサルデザイン化の推進が必要となってきた。 ・広域サービスとして公民館図書室への司書の派遣による支援を行うとともに、なでしこ号の定期運行を計画どおり実施し一定のサービスを維持してきたが、広域サービスの更なる充実を図るため、公民館への司書の派遣を行うなど公民館図書室を活用したサービスに一層努める必要がある。 また、なでしこ号の活用方法及び老朽化に伴うあり方を検討していく必要がある。 ・アクセシビリティの向上については、電子書籍サービスを新たに導入したことにより利便性を高めることができた。今後は読書バリアフリー法への対応した読み上げ機能や文字拡大機能などのコンテンツの充実など合理的配慮に取り組む必要がある。
2 子どもの読書活動を推進します。	・第3次子どもの読書活動推進計画を推進する中で、「読書記録ノート(※22)」や「マイブックメモリー(※23)」により子どもたちが目で見える形で読書履歴を残すことができた。また、小中学校と連携を図る中で、1人1台端末から電子書籍が利用できるような読書環境の整備を図ったことにより、電子書籍の閲覧数が伸びるなどの効果がみられた。子どもと読書を結びつけるため、引き続き新たな方策の調査研究が必要となっている。 ・子どもの読書活動を推進するため、「家庭」、「地域」、「図書館」、「学校等」の4つの体系別による効果的な方策の充実を図る必要がある。

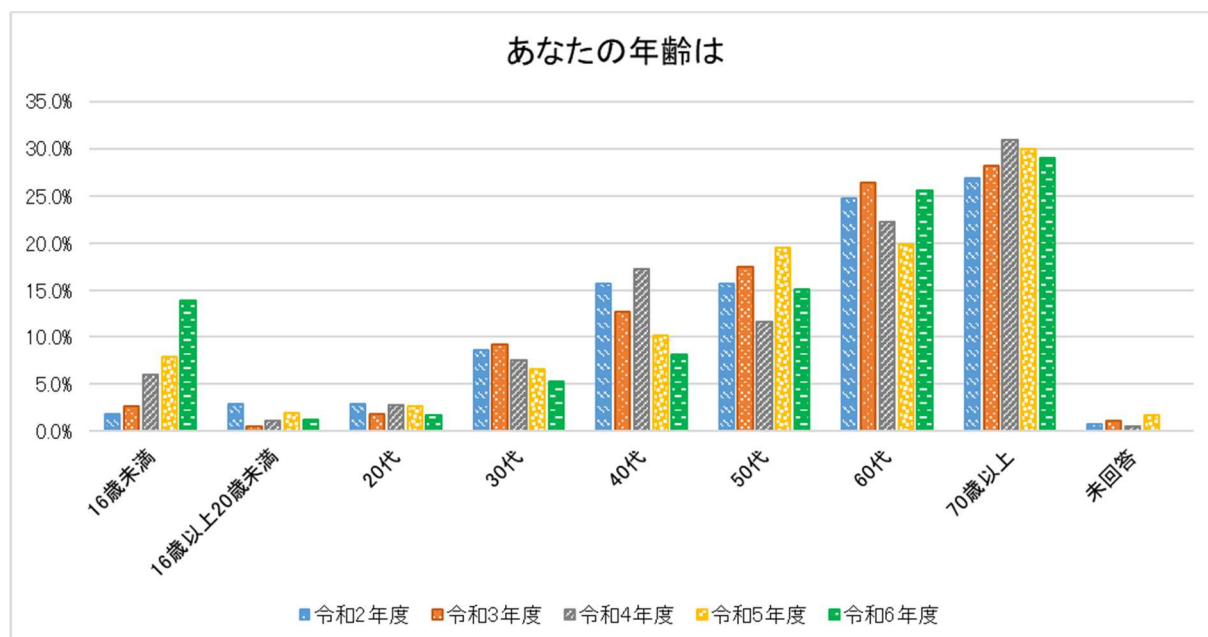
基本方針	検証結果と課題
3 社会教育施設の機能にコミットします。	・多様な学習機会の提供については、高齢者の観点に立った図書資料の収集、電子書籍サービスにおいて特集の企画、大人の映画会等のイベントを開催したことで高齢者の居場所づくりに繋がった。このことから、高齢者に限らず利用者の自主的な学びを支援するため、講演会や講座等を充実させる必要がある。 ・利用者の自主的な学び・調査・研究を支援するため、レファレンスサービスの充実に向けてレファレンス機能を強化する必要がある。
4 未来志向のサービスを構築します。	・図書館運営の持続可能な将来を見据える中で、地域の貴重な資料や歴史資料を次世代に伝えるため、資料の電子化やICタグ等の先進技術の活用について、引き続き費用対効果を考慮する中で検討する必要がある。 ・電子書籍サービスを導入したことにより、新たな生活様式や読書バリアフリー法にも対応し、24時間いつでもどこでも読書ができる環境を整備したため利便性が向上した。

3 利用者アンケート結果

- (1)目的：図書館の来館者に対し、利用実態やサービス満足度の調査・把握を行い、今後の図書館サービスの向上のための資料として、来館者に対しアンケート調査を行う。
- (2)実施期間：児童生徒の夏休み期間を含む概ね1か月間
- (3)回答方法：1階カウンター及び2階児童室カウンターにおいて、利用者にアンケート用紙による回答（令和6年度はGoogleフォームによる回答含む）

◆あなたの年齢は

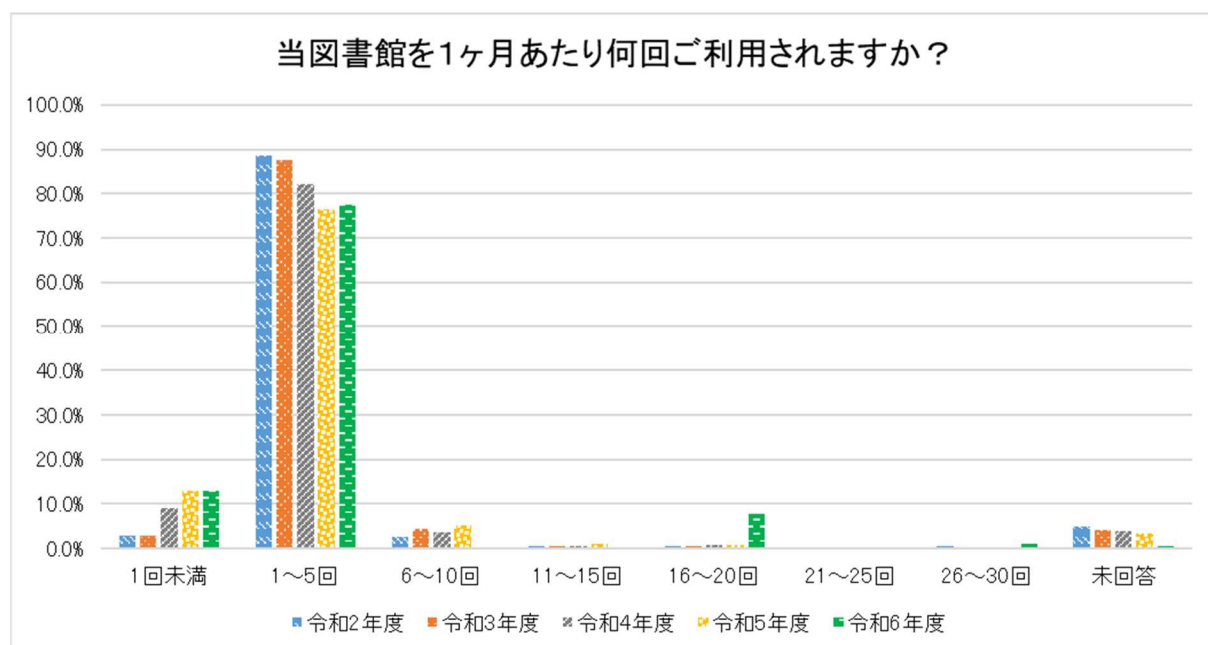
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
16歳未満	5人	1.8%	10人	2.6%	26人	6.0%	24人	7.8%	24人	14.0%
16歳以上20歳未満	8人	2.9%	2人	0.5%	5人	1.1%	6人	2.0%	2人	1.2%
20代	8人	2.9%	7人	1.8%	12人	2.8%	8人	2.6%	3人	1.7%
30代	24人	8.6%	35人	9.1%	33人	7.6%	20人	6.5%	9人	5.2%
40代	44人	15.8%	49人	12.8%	75人	17.2%	31人	10.1%	14人	8.1%
50代	44人	15.8%	67人	17.5%	51人	11.7%	60人	19.5%	26人	15.1%
60代	69人	24.7%	101人	26.4%	97人	22.2%	61人	19.9%	44人	25.6%
70歳以上	75人	26.9%	108人	28.2%	135人	31.0%	92人	30.0%	50人	29.1%
未回答	2人	0.7%	4人	1.0%	2人	0.5%	5人	1.6%	0人	0.0%



アンケート回答者(来館者)の年齢については、ほぼ毎年60代以上が過半数を占める結果となりましたが、16歳未満の若年層が年々増えてきました。

◆ 当図書館を1ヶ月あたり何回ご利用されますか？

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1回未満	8人	2.8%	11人	2.9%	40人	9.1%	40人	13.0%	23人	12.9%
1～5回	247人	88.5%	335人	87.5%	361人	82.0%	235人	76.6%	138人	77.5%
6～10回	7人	2.5%	17人	4.4%	16人	3.6%	16人	5.2%	0人	0.0%
11～15回	1人	0.4%	2人	0.5%	2人	0.5%	3人	1.0%	0人	0.0%
16～20回	1人	0.4%	2人	0.5%	4人	0.9%	1人	0.7%	14人	7.9%
21～25回	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
26～30回	1人	0.4%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	0.3%	2人	1.1%
未回答	14人	5.0%	16人	4.2%	17人	3.9%	10人	3.3%	1人	0.6%

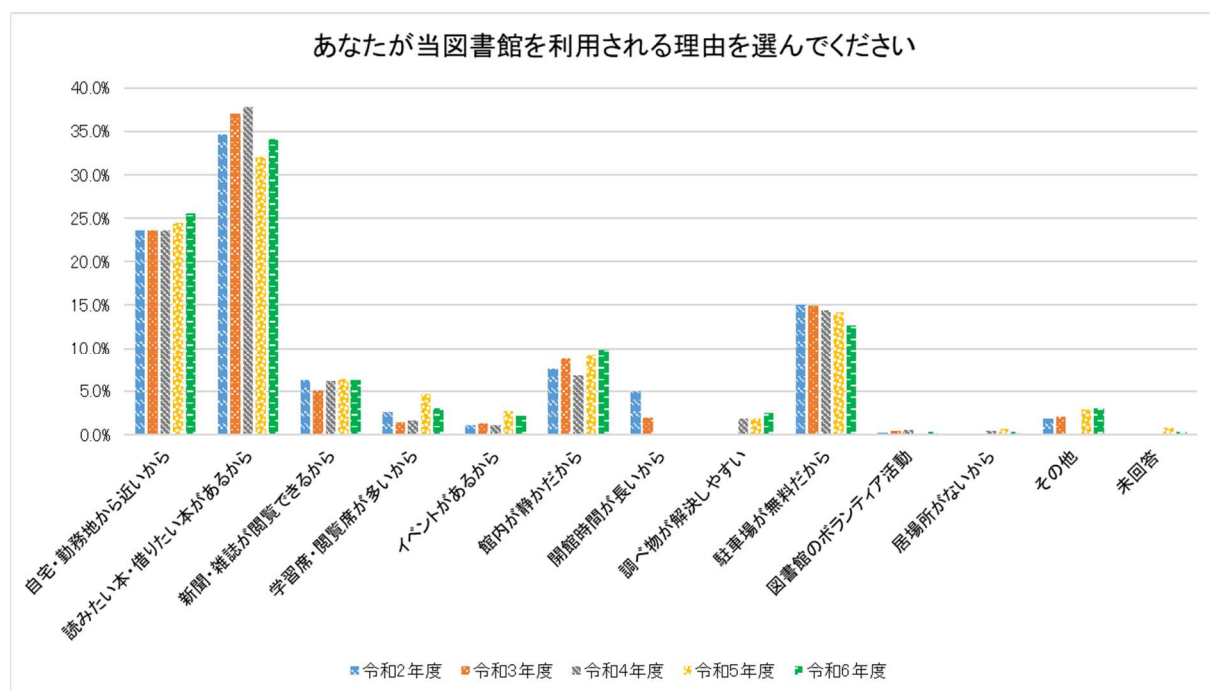


1 か月あたり 1～10 回利用される方が毎年8割を超える結果となりました。

◆ あなたが当図書館を利用される理由を選んでください(複数回答可)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
自宅・勤務地から近いから	159人	23.6%	217人	23.6%	251人	23.6%	160人	24.5%	93人	25.5%
読みたい本・借りたい本があるから	214人	34.6%	295人	37.0%	321人	37.8%	210人	32.1%	124人	34.1%
新聞・雑誌が閲覧できるから	39人	6.3%	41人	5.1%	53人	6.2%	42人	6.4%	23人	6.3%
学習席・閲覧席が多いから	16人	2.6%	11人	1.4%	14人	1.6%	30人	4.6%	11人	3.0%
イベントがあるから	7人	1.1%	10人	1.3%	9人	1.1%	18人	2.7%	8人	2.2%
館内が静かだから	47人	7.6%	70人	8.8%	58人	6.8%	60人	9.2%	36人	9.9%
開館時間が長いから	31人	5.0%	15人	1.9%	-	-	-	-	-	-
調べ物が解決しやすい	-	-	-	-	15人	1.8%	12人	1.8%	9人	2.5%
駐車場が無料だから	93人	15.0%	119人	14.9%	122人	14.4%	93人	14.2%	46人	12.6%
図書館のボランティア活動	1人	0.2%	3人	0.4%	4人	0.5%	1人	0.2%	1人	0.3%
居場所がないから	-	-	-	-	3人	0.4%	4人	0.6%	1人	0.3%
その他	11人	1.8%	16人	2.0%	49人	5.8%	19人	2.9%	11人	3.0%
未回答	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	5人	0.8%	1人	0.3%

※「-」は回答項目無し

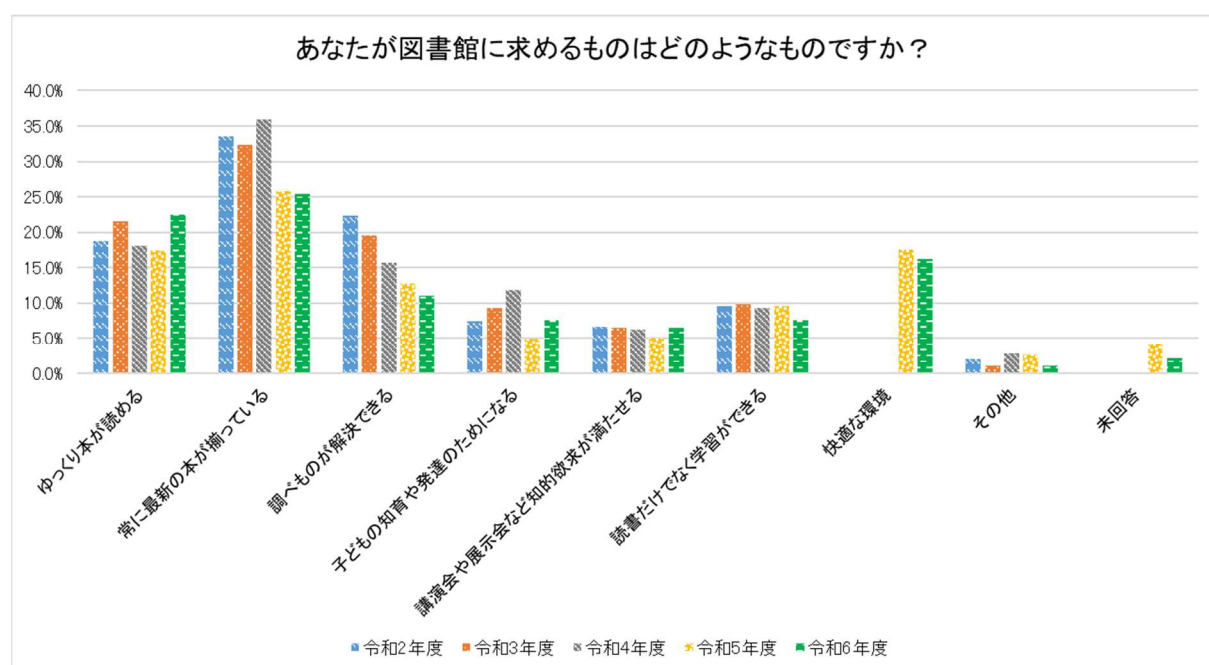


「読みたい本・借りたい本があるから」と「新聞・雑誌が閲覧できるから」がほぼ毎年40%を超える結果となりました。

◆ あなたが図書館に求めるものはどのようなものですか？（複数回答可）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
ゆっくり本が読める	94人	18.7%	159人	21.5%	125人	18.1%	113人	17.4%	86人	22.5%
常に最新の本が揃っている	168人	33.5%	239人	32.3%	248人	36.0%	167人	25.8%	97人	25.4%
調べものが解決できる	112人	22.3%	145人	19.6%	108人	15.7%	83人	12.8%	42人	11.0%
子どもの知育や発達のためになる	37人	7.4%	69人	9.3%	82人	11.9%	32人	4.9%	29人	7.6%
講演会や展示会など知的欲求が満たせる	33人	6.6%	48人	6.5%	43人	6.2%	33人	5.1%	25人	6.5%
読書だけでなく学習ができる	48人	9.6%	73人	9.9%	64人	9.3%	62人	9.6%	29人	7.6%
快適な環境	-	-	-	-	-	-	114人	17.6%	62人	16.2%
その他	10人	2.0%	8人	1.1%	19人	2.8%	17人	2.6%	4人	1.1%
未回答	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	27人	4.2%	8人	2.1%

※「-」は回答項目無し



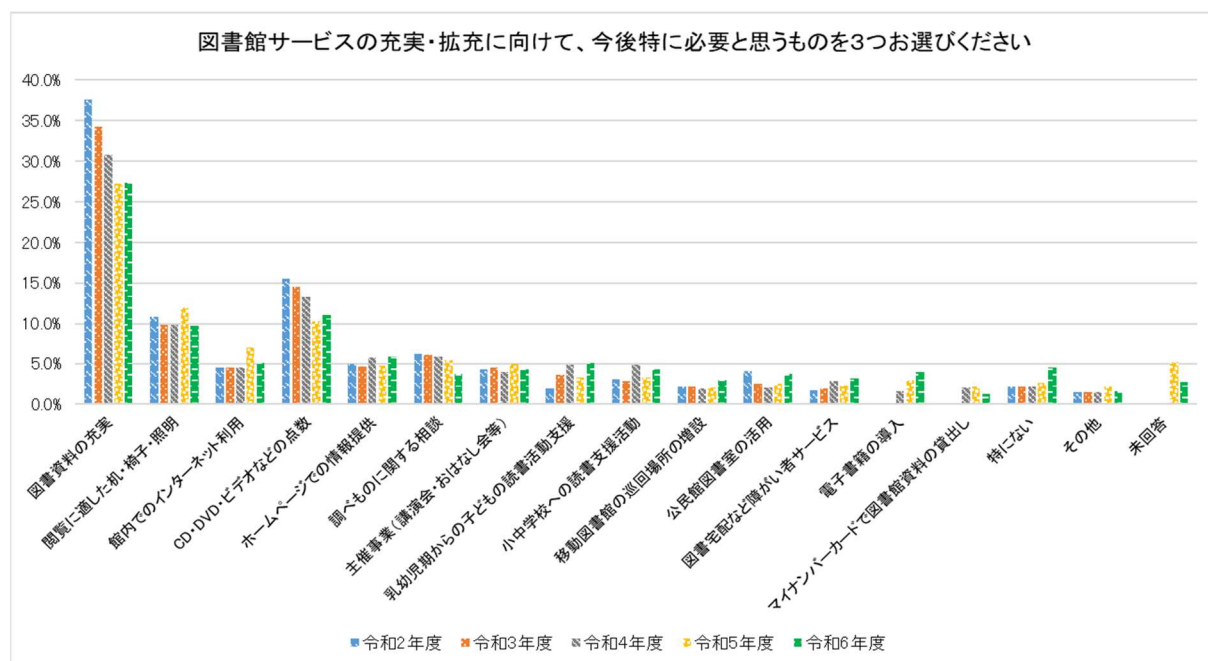
「常に最新の本がそろっている」が毎年 25%を超える結果となりました。

令和 5 年度から回答項目に加えた「快適な環境」が令和 5 年、令和 6 年と 15%を超える結果となりました。

◆ 図書館サービスの充実・拡充に向けて、今後特に必要と思うもの3つお選びください

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
図書資料の充実	175人	37.6%	231人	34.3%	255人	30.8%	177人	27.3%	103人	27.3%
閲覧に適した机・椅子・照明	50人	10.8%	66人	9.8%	82人	9.9%	78人	12.0%	37人	9.8%
館内でのインターネット利用	19人	4.5%	36人	4.5%	44人	4.5%	45人	6.9%	19人	5.0%
CD・DVD・ビデオなどの点数	72人	15.5%	98人	14.5%	110人	13.3%	67人	10.3%	42人	11.1%
ホームページでの情報提供	23人	4.9%	31人	4.6%	47人	5.7%	31人	4.8%	22人	5.8%
調べものに関する相談	29人	6.2%	41人	6.1%	48人	5.8%	35人	5.4%	14人	3.7%
主催事業（講演会・おはなし会等）	20人	4.3%	30人	4.5%	33人	4.0%	32人	4.9%	16人	4.2%
乳幼児期からの子どもの読書活動支援	9人	1.9%	24人	3.6%	40人	4.8%	21人	3.2%	19人	5.0%
小中学校への読書支援活動	14人	3.0%	19人	2.8%	40人	4.8%	21人	3.2%	16人	4.2%
移動図書館の巡回場所の増設	10人	2.2%	15人	2.2%	16人	1.9%	13人	2.0%	11人	2.9%
公民館図書室の活用	19人	4.1%	17人	2.5%	17人	2.1%	16人	2.5%	14人	3.7%
図書宅配など障がい者サービス	8人	1.7%	13人	1.9%	23人	2.8%	15人	2.3%	12人	3.2%
電子書籍の導入	-	-	-	-	13人	1.6%	19人	2.9%	15人	4.0%
マイナンバーカードで図書館資料の貸出し	-	-	-	-	17人	2.1%	14人	2.2%	5人	1.3%
特にない	7人	2.2%	23人	2.2%	15人	2.2%	17人	2.6%	17人	4.5%
その他	10人	1.5%	30人	1.5%	28人	1.5%	14人	2.2%	6人	1.6%
未回答	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	34人	5.2%	10人	2.7%

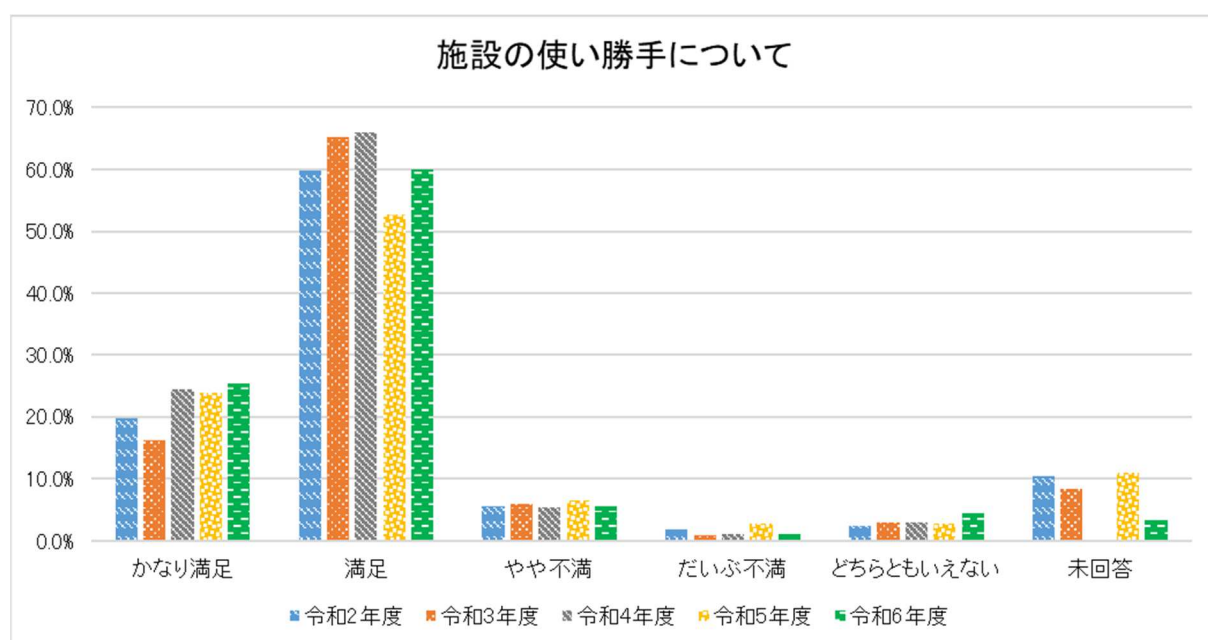
※「-」は回答項目無し



「図書資料の充実」「CD・DVD・ビデオなどの点数」が高い割合を占めています。
「閲覧に適した机・椅子・照明」などの施設に係る希望も次いで多くなっています。

◆ 施設の使い勝手について

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
かなり満足	55人	19.7%	62人	16.2%	93人	24.4%	73人	23.8%	45人	25.3%
満足	167人	59.9%	250人	65.3%	251人	65.9%	162人	52.8%	107人	60.1%
やや不満	16人	5.7%	23人	6.0%	21人	5.5%	20人	6.5%	10人	5.6%
だいぶ不満	5人	1.8%	4人	1.0%	4人	1.1%	9人	2.9%	2人	1.1%
どちらともいえない	7人	2.5%	12人	3.1%	12人	3.1%	9人	2.9%	8人	4.5%
未回答	29人	10.4%	32人	8.4%	0人	0.0%	34人	11.1%	6人	3.4%



施設の使い勝手については、「かなり満足」「満足」を合わせた回答が毎年過半数を占める結果となっています。

第4章 第2次計画の基本構想

1 目指す図書館像



甲府市立図書館は、誰もが生涯を通じて学ぶ機会を提供する地域における「知の拠点」として、人々が学びを通じて成長し、生きる喜びと希望を持ち、人生をより深く生きる力を身につけていく上で必要不可欠であり、なくてはならないものとなっています。また、誰もが利用できる身近な公共施設として、資料や情報の収集から提供までの基本的な役割に加え、図書館という場を通じて、知識や情報と人を結びつけ、また人と人とを結びつけるなど、人づくりやまちづくりに貢献する役割も求められています。このようなことから、生涯学習の場の提供だけではなく、社会教育の中核施設としての役割や、公立図書館として質の高いサービスの提供に取り組むとともに、誰ひとり取り残さず、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が本とふれあい、人と人を結ぶ図書館事業を推進します。

2 基本理念

甲府市立図書館は、市民の自主的な学習を支援するとともに、次世代を担う子どもたちをはじめとする全ての市民の豊かな読書活動の拠点として、現行の図書館サービスを堅持しつつ、時代に適合した図書館運営の推進を図ります。

また、市民の多様化するニーズに応えるとともに、地域が抱えるさまざまな課題の解決につながる様々な情報を保存・管理し提供を行うほか、これまで集積した地域の歴史と情報を未来につなぐなど、幅広い視点で社会貢献を果たす役割を担っていきます。

3 第2次計画の施策体系

目指す図書館像及び基本理念に基づき、第1次計画の検証から見えた課題や利用者アンケート結果を踏まえ、今後5年間の基本方針と施策及び取組を体系的に設定します。

基本方針	施策	取組
1 基本サービスの充実を図ります。  	1-1 利用者ニーズへの対応	(1)利用者ニーズに応える資料等の収集・提供
		(2)地域資料及び甲府市出身者などの資料収集
		(3)情報サービス環境の整備
		(4)専門職としてのスキルアップ
		(5)老朽化への対応とユニバーサルデザイン化(※24)の推進
		(6)多文化共生サービスの充実
	1-2 広域サービスの充実	(1)公民館図書室の活用
		(2)移動図書館「なでしこ号」の活用
	1-3 アクセシビリティの向上	(1)合理的配慮
		(2)専門資料の整備
	1-4 利用教育の推進	(1)積極的な情報発信
		(2)情報リテラシーの向上
2 子どもの読書活動を推進します。  	2-1 第4次子どもの読書活動推進計画の着実な推進	(1)発達段階に応じたサービス
		(2)読書意欲の向上
	2-2 子どもの居場所づくり	(1)地域文庫の活性化
		(2)放課後児童クラブへの貸出等
3 社会教育活動の充実を図ります。  	3-1 多様な学習機会の提供	(1)学びの場の提供
	3-2 ボランティア活動の促進	(1)ボランティア等との協働
	3-3 地域の課題解決支援	(1)テーマ別資料の収集・展示
		(2)レファレンスサービスの充実
4 未来志向のサービスを構築します。  	4-1 デジタル情報資源の活用	(1)オンライン・データベースの活用
	4-2 資料の電子化	(1)デジタルアーカイブ
	4-3 先進技術の活用	(1)情報媒体(IC カード等)
		(2)通信技術(無線通信等)
		(3)AI技術(※25)の活用

4 施策の取組内容

《基本方針1》基本サービスの充実を図ります。

【1-1】利用者ニーズへの対応

(1) 利用者ニーズに応える資料等の収集・提供

社会の要請や「図書資料の充実」を求める利用者アンケート結果を十分配慮し、文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽など多様な分野の資料収集に努めます。

また、人気作や書評で紹介された図書などリクエストの多い作品も積極的に収集し、企画展示などを行い利用者が手にとりやすい形で提供します。

(2) 地域資料及び甲府市出身者などの資料収集

甲府市に関連する図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図、写真などを収集するとともに、郷土愛の醸成や地域への愛着を深めるため、武田氏をはじめ、甲府市や山梨県にゆかりの深い資料の収集と提供に努めます。

(3) 情報サービス環境の整備

Wi-Fi スポット・インターネット端末等から、館外の外部情報にスムーズにアクセスし情報収集が行えるよう環境整備に努めます。また、資料検索システムやテーマ別の展示による情報サービスの提供に努めます。

(4) 専門職としてのスキルアップ

図書館職員が専門的なサービスを実施するために必要な、資質・能力の維持、向上を図るため、図書館協会及び教育委員会等が主催する研修その他必要な講習等へ参加し、利用者のニーズに応えられるよう努めます。

(5) 老朽化への対応とユニバーサルデザイン化の推進

令和8年度に建設から30年が経過する老朽化した現施設の長寿命化を図るため、計画的に施設設備の改修・更新を進めます。改修等にあたっては、ユニバーサルデザインを考慮した誰もが来館できる使いやすい施設設備の整備に努めます。

(6) 多文化共生サービスの充実

外国にルーツのある方向けに、外国語で書かれた資料の収集・提供に努めるとともに、日本人が多文化への理解に役立つ資料の充実にも努めます。また、収集した資料を活用することにより多言語や多文化社会への理解につなげます。

【1－2】 広域サービスの充実

(1) 公民館図書室の活用

身近な公民館において、できるだけ本館と同様のサービスが享受できるよう、本館の資源を移管する際には地域や児童生徒のニーズに応えけるとともに、引き続き定期的な公民館図書室への司書の派遣を行うなど、一層の公民館図書室のサービスの向上に努め、利用者の利便性の向上を図ります。

(2) 移動図書館「なでしこ号」の活用

本館まで来られない利用者のために市内各所を巡回する移動図書館は、アウトリーチ活動(※26)として、公民館図書室の活用と同様に重要な事業となっています。なでしこ号の老朽化に伴う更新や活用について検討していきます。

【1－3】 アクセシビリティの向上

(1) 合理的配慮

障がいを持つ方や高齢者などが、より読書を親しんでもらえる環境を整えるため、拡大読書機(※27)等の読書を補助するツールの導入などに努めます。また、電子書籍の読み上げ機能や文字拡大機能のコンテンツの充実に努めます。

(2) 専門資料の整備

資料の閲覧・視聴に困難を抱える方に読書に親しんでもらうため、点字本(※28)・大活字本(※29)や朗読CD(※30)などのほか、聴覚障がいの方向けの手話や字幕入り映像資料などの専門資料の充実に努めます。

【1－4】 利用教育の推進

(1) 積極的な情報発信

資料の検索や予約など、図書館利用者の利便性向上のため図書館ホームページの内容の充実に努めます。また、イベント情報等の周知について、SNS などの活用を図るとともに、他部局の情報発信制度を利用するなど積極的な情報発信に努めます。

(2) 情報リテラシーの向上

図書館サービスの利用方法や資料検索などに役立つパスファインダー(※31)等の充実に努めます。また、子どもたちが情報機器を利用して、必要な情報の選択と活用ができる能力を身に付けるため、学校及び学校図書室と連携を図ります。

《基本方針2》子どもの読書活動を推進します。

【2―1】第4次子どもの読書活動推進計画の着実な推進

(1) 発達段階に応じたサービス

乳幼児・児童・青少年といった年齢層に応じた図書資料の整備を行うとともに、ブックスタート・おはなし会・おはなしキャラバン及び親子で参加型の講座など、当該計画の趣旨に拠る発達段階に応じた諸事業を推進します。

(2) 読書意欲の向上

自身のお薦め本をプレゼンし合う「ビブリオバトル(※32)」の開催など、子どもと読書を結びつける新たな方策の調査研究を行います。

【2―2】子どもの居場所づくり

(1) 地域文庫の活性化

子どもが居住する地域で読書に親しめる環境(居場所)を整えるため、ボランティア団体等の活動を支援し、地域文庫の活性化に努めます。

(2) 放課後児童クラブへの貸出等

放課後児童クラブを利用する子どもたちの読書機会を拡充するため、放課後児童クラブへの団体貸出を積極的に行うほか、さまざまな環境の子どもが集い、読書を通じて友達や地域との交流が深まるような図書の提供を行います。



移動図書館「なでしこ号」



高源寺文庫による「文庫活動」

《基本方針3》社会教育活動の充実を図ります。

【3—1】多様な学習機会の提供

(1) 学びの場の提供

家庭・職場・学校以外の居場所として、気軽に本に親しんでもらえるようさまざまな資料を揃えるとともに、テーマ別の講座等を実施するなど、全ての利用者の自主的な学びを支援します。

【3—2】ボランティア活動の促進

(1) ボランティア等との協働

おはなし会などの図書館サービスをボランティアと協働して行います。また、ボランティア団体を支援するためボランティア養成講座の開催や、学習の成果や発表の場の提供を行うなど、生涯学習の場としての機能を向上させます。

【3—3】地域の課題解決支援

(1) テーマ別資料の収集・展示

図書館資料に対する理解を深め、テーマ別資料の収集や企画展示を行い、課題解決に繋げる支援を図ります。

(2) レファレンスサービスの充実

利用者の自主的な学び・調査・研究を支援するため、レファレンス機能を強化し、適切な資料や情報の提供に努めます。



ききみずきんおはなしの会による「ちびちびひろば」



なでしこの会による「おはなしひろば」

【4—1】 デジタル情報資源の活用

(1) オンライン・データベースの活用

レファレンスサービスの充実に向けて、オンライン資料や有償・無償のデータベースを活用した環境づくりに努めます。

【4—2】 資料の電子化

(1) デジタルアーカイブ

地域の貴重な歴史資料を次世代に伝えるため、劣化した地域資料等のデジタル化を行い、保存に努めます。

【4—3】 先進技術の活用

(1) 情報媒体(IC タグ等)

利用者カードのマイナンバーカードの活用、ICタグによる自動貸出機の導入や蔵書点検の省力化など、新たな先進技術の活用について研究します。

(2) 通信技術(無線通信等)

なでしこ号と本館を無線ネットワークで接続するなど、高速通信技術・通信網で可能となる新たな図書館サービスの可能性について調査研究します。

(3) AI技術の活用

進化・進展が加速するAI技術を図書館に活用する方法について、先進事例等を参考に調査研究します。

5 計画の推進体制

本計画は、図書館職員と各種ボランティア団体等の協働、また利用者及び図書館協議会などの機関による評価・検証が相乗的に作用し合う推進体制において、着実に計画を推進します。

第5章 計画の進行管理及び点検・評価

1 進行管理

本計画は、PDCAサイクル(※33)により、必要に応じて、随時見直しを行いながら計画の進行管理を行います。

具体的には、利用者アンケートを実施するなど、定期的に施策の実施状況や自己評価を検証し、円滑な推進に努めます。

2 点検・評価

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、各施策の実施状況等について、毎年度点検・評価を行い、「甲府市立図書館協議会」に報告し、ご意見を伺うなど協議を行います。また、その内容について市ホームページで公表します。

資料編

■図書館法(昭和25年法律第118号/令和5年改正)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

- ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。))である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。))にあつては、当該特定地方公共団体の長が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

—以下略—

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第49号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

—以下略—

■図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成 24 年 文部科学省告示第 172 号)

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館(法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調

整等の推進に努めるものとする。

- 4 私立図書館(法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。)は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一)基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二)運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向

上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会(法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。)の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三)広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四)開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五)図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六)施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一)図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分

な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実にも努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実にも努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等

の代読サービスの実施

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス）乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ（外国人等に対するサービス）外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス）宅配サービスの実施

(五)多様な学習機会の提供

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六)ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一)職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二)職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

－以下略－

■甲府市立図書館条例(平成8年6月26日/条例第26号)

(設置)

第1条 市民の教育と文化の振興及び発展に寄与するため、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、本市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲府市立図書館	甲府市城東一丁目12番33号

(職員)

第3条 図書館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 司書
- (3) その他の職員

(図書館協議会)

第4条 法第14条の規定により、図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

(平24条例13)

4 委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成8年10月4日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月条例第22号)の一部を次のように改正する。

次のよう 略

附 則(平成24年3月30日条例第13号)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第4条第1項の規定により設置された図書館協議会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日この条例による改正後の第4条第3項の規定により図書館協議会の委員に任命された者とみなし、その任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成24年7月31日までとする。

【用語解説】

※1	ICT技術	「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の頭文字をつないだ略語。ネットワークを介した知識や情報の伝達・共有に関連する技術のことです。
※2	ハイブリッド図書館	書籍・雑誌を中心とする従来型の図書館と電子情報を提供する電子図書館の機能とを兼ね備えた図書館のことです。
※3	図書館サービスネットワーク	市内の公共施設をネットワークで結び、市立図書館の図書や資料を貸出・返却ができるシステムのことで。
※4	甲府市立図書館協議会	図書館法第 14 条の規定に基づき、甲府市立図書館条例で設置された機関。図書館の運営に関して、館長の諮問に応じるとともに意見を述べる機関です。
※5	地域文庫	地域の自治会や有志グループなどが設置し、運営する子ども文庫。自治体などから経費の助成を受けたり、図書館から団体貸出により図書を揃えたりして運営しています。
※6	団体貸出	学校・保育所・児童館などに、対象となる子どもの年齢に合わせた本を選び、2か月間程度貸し出しを行うサービスです。
※7	合理的配慮	障がいをもつ人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいをもつ人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去を実施する必要かつ合理的な配慮のことです。
※8	電子書籍サービス	パソコンやスマートフォン、タブレットなどの携帯端末で読むことができる電子化された書籍のことです。
※9	ブックスタート事業	赤ちゃんや保護者が絵本を通して楽しいひとときを分かち合うことを応援する事業です。本市では、出生届提出の際に絵本の配布を行っています。
※10	おはなしキャラバン	図書館司書が保育所や小学校などに訪問を行い、ブックトークや読み聞かせなどを行う児童サービスのことで。
※11	デジタル化資料送信サービス	国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を、承認を受けた全国の公共図書館、大学図書館等の館内で閲覧等の利用が行えるサービスのことで。
※12	おはなし会	子どもを対象に、語り、読みきかせ、わらべうた、ブックトークなどを行い、本への興味や親しみを養うことを目的としています。
※13	レファレンスサービス	学習・研究・調査等を行うために必要な資料や情報を求めている利用者に、図書館司書がその回答や参考となる資料提供などを行うサービスのことで。
※14	情報リテラシー	情報機器や情報技術を活用して、情報やデータを収集・管理・活用する能力。IT 技術が普及した現在では、膨大な情報の中から如何に必要な情報だけを収集・整理し、組み換えたりして活用できるかが問われています。
※15	Society 5.0 (ソサエティ 5.0)	第5期科学技術基本計画において提唱された、サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会で、我が国が目指すべき未来社会の姿のことです。
※16	アクセシビリティ	情報への近づきやすさ、施設やサービスの利用のしやすさを指します。障がい者が他の人と同じように情報や施設、サービスを利用することができるようにすることです。

※17	利用教育	利用者に対して、図書館の利用方法(検索用パソコンの使い方など)や、資料の活用方法などを習得してもらう活動のことです。学校においては、学校司書が児童・生徒に対して行います。
※18	放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を、放課後に有料で預かる制度のことです。
※19	オンライン・データベース	インターネットなどコンピュータネットワーク上にあるデータベースのことです。新聞や専門雑誌の記事、研究論文などを検索、参照することができます。
※20	デジタルアーカイブ	博物館・図書館・公文書館などにおいて、収蔵品や有形無形の文化資源などをデジタル化して記録・保存を行い、インターネットなどを通じて公開している、あるいはできるようになっている資源のことです。
※21	I C タグ	ICとは Integrated Circuit(集積回路)の頭文字をつないだ略語。ICタグとは、商品や物資などの識別に利用される極小型のICチップのことを言い、図書館では、図書資料等に I C タグを貼付することで資料の識別を読み取り機器で行うことができるようになり、貸出・返却や蔵書点検の作業効率の向上を図ることができます。
※22	読書記録ノート	自宅の本や図書館から借りた本などを読み、その本のタイトルや感想を記入して作るノートのこと。
※23	マイブックメモリー	著書名や返却日が記載されたジャーナル(レシート)という用紙を貼り付けて読書記録とするノート。借りた本のタイトルや感想を書く欄があります。
※24	ユニバーサルデザイン化	年齢や能力、状況などにかかわらず、できるだけ多くの人が使いやすいように、製品や建物・環境をデザインすることです。対象を障がい者や高齢者にしぼらない点が「バリアフリー」とは異なります。
※25	AI技術	AIとは Artificial Intelligence(人工知能)の頭文字をつないだ略語。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータが行う技術のことを言います。
※26	アウトリーチ活動	図書館サービスの圏域内であるにもかかわらずこれまで図書館サービスが及ばなかった人々に対してサービスを広げていく活動
※27	拡大読書機	本などの文字をレンズで拡大するのではなく、カメラで読み取って電子画像として拡大表示する装置のことです。
※28	点字本	視覚障がい者のために点字などで記述された図書ののことです。通常の文字は点訳され、挿絵などはエンボス加工によって表現されています。
※29	大活字本	視力が弱い人や高齢者向けに、文字の大きさや行間等の調整を行い、大きな活字で版を組みなおした本のこと。
※30	朗読CD	視覚に障がいのある人に向けた、耳で聴いて読書が行えるように朗読し、その音声を収録した CD のこと。
※31	パスファインダー	特定の事項・テーマに関する情報を探すための手がかりとなるウェブサイト等を簡潔にまとめたガイドのこと。
※32	ビブリオバトル	京都大学から始まった読書会・勉強会が転じた“書評合戦”。参加者が面白いと思った本を持ち寄って短時間でプレゼンし、一番読みたかった本を決めるイベントです。
※33	PDCAサイクル	Plan(計画) Do(実行) Check(評価) Action(改善)を繰り返して業務の確実な遂行と水準向上を目指す経営手法のことを言います。

甲府市立図書館協議会委員名簿

任期 令和6年8月1日から
令和8年7月31日まで

氏 名	備 考
あめみや としえ 雨宮 年江	甲府市社会教育委員の会議委員
いとう くみ 伊東 久美	身延山大学 副学長 図書館長
うちやま ゆりこ 内山 由利子	甲府市立図書館ボランティア 「なでしこの会」会長
さいとう ようこ 齊藤 洋子	甲府文庫連絡会会長
しのはら としあき 篠原 利明	甲府市図書館教育研究会会長 (玉諸小学校校長)
しらす きょうこ 白須 京子	ストーリーテリング 「こすずめの会」会長
はた はるお 畑 晴夫	琢美地区文化協会会長
ひろの てるこ 廣野 映子	甲府市女性団体連絡協議会評議員
まる も ひでこ 丸茂 秀子	公募による

第2次甲府市立図書館基本計画

令和7年(2025年)3月発行

甲府市教育委員会 教育部 生涯学習室 図書館

〒400-0861 甲府市城東一丁目12番33号

TEL:055-235-1427

FAX:055-227-6766

Mail:kyotosho@city.kofu.lg.jp

URL:<https://libnet.city.kofu.yamanashi.jp/lib/>



第4次甲府市子どもの読書活動推進計画 (案)



令和7年3月
甲府市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	計画の目的・位置づけ・・・・・・・・・・	1
2	第3次推進計画期間における取り組みの成果と課題・・・・・・・・	2
(1)	第3次推進計画期間における主な取り組みの成果と課題・・・・・・・・	2
	【体系1】『家庭』における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・	3
	【体系2】『地域』における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・	4
	【体系3】『学校等』における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・	6
	【体系4】『市立図書館』における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・	8
	【子どもの読書活動を取り巻く環境の変化等により明らかになった主な課題】・・	11
(2)	子どもの読書活動に関する保護者アンケート調査集計・・・・・・・・	12
3	「第4次甲府市子どもの読書活動推進計画」の基本方針・・・・・・・・	33
(1)	第4次推進計画 策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	ア “子どもの読書活動”を推進する意義	
	イ 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化と現状	
	ウ 課題への取り組みの方向性	
(2)	第4次推進計画 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(3)	第4次推進計画の実施目標・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(4)	第4次推進計画 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(5)	第4次推進計画の計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・	36
4	第4次推進計画 子どもの読書活動推進のための施策と取組・・・・・・	36
	【体系】1「家庭」における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・	36
	【体系】2『地域』における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・	38
	【体系】3『市立図書館』における子どもの読書活動の推進・・・・・・	40
	【体系】4『学校等』における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・	44
	資料編・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	・子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・	48
	・甲府市子どもの読書活動推進協議会設置要綱・・・・・・・・	50
	・用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	・第4次甲府市子どもの読書活動推進計画 ― 施策の体系一覧 ―・・・・	52
	・令和6年度甲府市子どもの読書活動推進協議会委員名簿・・・・・・・・	53

1 計画策定の趣旨

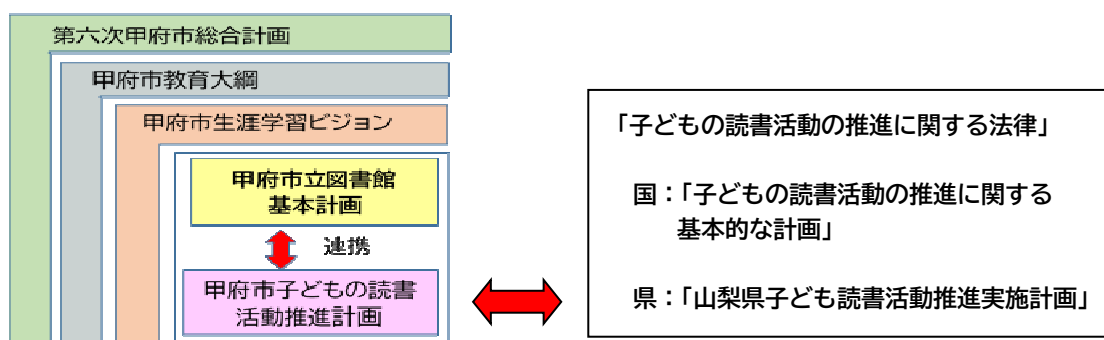
計画の目的・位置づけ

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が成立し、推進法は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする」とともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本的な計画」という。）を策定、公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としました。

これにより、国は平成14年8月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする基本計画（「第一次基本計画」）を定め、家庭・地域・学校等の連携・協力を重視した施策に取り組み、その後、子どもの読書活動を取り巻く環境の変化に対応し、令和5年3月の第五次基本計画まで改訂を重ねています。

また、県もこれに伴って、平成17年3月に「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第1次）」を策定しました。第3次実施計画は、コロナ禍等の影響や国の第五基本計画の策定期間を考慮し令和5年度まで2年計画期間を延長して、現在は令和6年3月の第4次実施計画策定まで取り組みを進めています。

こうした国・県の動向を注視する中で、本市においても「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的に平成20年12月に「甲府市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。その後、平成26年3月に「第2次甲府市子どもの読書活動推進計画」を、平成31年3月に「第3次甲府市子どもの読書活動推進計画」を（以下、「第3次推進計画」という。）を策定してきました。この第3次推進計画は、本市における子どもの読書活動に関する環境整備を推進するため次の3つの目標を掲げ4つの体系で取り組む中、コロナ禍の影響や国・県の計画を踏まえるため計画期間を1年延長し、令和6年度までとしました。



2 第3次推進計画期間における取り組みの成果と課題

第3次推進計画は、本市における子どもの読書活動の推進を図るため、基本方針と具体的施策を明らかにして家庭、地域、学校、図書館などの担うべき役割を示し、6年間の計画期間で取り組んでまいりました。

今回改定となる第4次推進計画は、第3次推進計画期間における取り組みの成果から明らかになった新たな課題を整理し、令和11年度までの5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示すものです。今後は第4次推進計画に基づき具体的に取り組みを進めます。また、効果的な取り組みを進めていくために「甲府市子どもの読書活動推進協議会」において、取組の成果や課題の分析等協議を行います。

(1) 第3次推進計画期間における主な取り組みの成果と課題

第3次推進計画期間において、①家庭、地域、学校等との協働による読書活動の推進 ②子どもの読書活動を支える環境を整備 ③子どもの読書活動に関する意義の普及の3つの目標を掲げ、これに関わる4つの体系をもとに具体的な取り組みを進めてまいりました。

【目標】 ①家庭、地域、学校等との協働による読書活動の推進
②子どもの読書活動を支える環境を整備
③子どもの読書活動に関する意義の普及

【体系】 1『家庭』における子どもの読書活動の推進
2『地域』における子どもの読書活動の推進
3『学校等』における子どもの読書活動の推進
4『市立図書館』における子どもの読書活動の推進

第3次推進計画期間では、令和元年(2019年)末から新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染症拡大防止のため対人・接触型サービスの制限やイベント等の中止などを余儀なくされ、取組全体に大きく影響を及ぼしました。

〔新型コロナウイルス感染症拡大による影響〕

- 読み聞かせ(※1)等の取り組みの機会が十分でなかった。
- 読み聞かせの大切さを伝える機会が十分に確保できなかった。
- 子どもと保護者等が本を通してふれあえるイベントなどの読書活動の機会が減少した。
- 図書館訪問や校外学習、体験的活動が減ったことにより、子どもの読書活動の機会が減少した。
- ボランティアの育成など、子どもの読書活動を支える人材を育成する機会が十分に確保できず、また活躍できる機会も減少した。

【体系1】『家庭』における子どもの読書活動の推進

主な取り組みの成果・課題

読書習慣の重要性の理解

・ブックスタート事業(※2)では、子どもが言葉を獲得する始まりから保護者や子どもに読書のきっかけを作ること、その後の子どもの読書活動に切れ目無く繋げ、読書を習慣化するために、第1次推進計画から引き続くなかで、事業の普及・啓発に努めた。また、家庭での読み聞かせや読書の時間を持つことの大切さについて、保護者の理解の促進を図った。

家庭での読書活動の支援

・読み聞かせ会を実施することで、保護者等が絵本などの読み聞かせ方や読み聞かせに適した本などを紹介することができ、家庭での読書活動に繋がるように支援を行った。

《見えてきた主な課題》

- いつでも子どもが本に接することのできる環境づくりが必要である。
- 発達段階に応じて子どもに読んで貰いたい本などの情報を提供し、子どもが、自主的に本選びができる支援が必要である。

《取組状況》「家庭」

■ブックスタート事業(市民課)

(単位:冊)

	R1	R2	R3	R4	R5
配付冊数	1,237	1,288	1,232	1,158	1,103

■読み聞かせ(保健センター・まちなか健やかサロン)

(単位:回)

		R1	R2	R3	R4	R5
3歳児健診読み聞かせ (甲府市保健センター)	実施回数	34回	コ休	コ休	コ休	コ休
パパママクラス読み聞かせ (甲府市保健センター)	実施回数	6回	コ休	コ休	コ休	コ休
乳幼児対象読み聞かせ (健康談話室)	実施回数	9回	コ休	-	-	-

■団体貸出(保健センター・健康談話室↔市立図書館)

(単位:回)

	R1	R2	R3	R4	R5
絵本 (保健センター)	6回	2回 ※ただし、展示 はコ休で中止	コ休	コ休	コ休
健康談話室	-	-	-	-	-

【体系2】『地域』における子どもの読書活動の推進

主な取り組みの成果・課題

【図書館や地域の関係機関との連携】

- ・施設職員による読み聞かせや市立図書館司書によるおはなしキャラバン(※3)など、子どもと読書を結びつける活動を実施した。
- ・市立図書館とのネットワークにより、本館の豊富な蔵書を提供するとともに、各施設の図書室・図書コーナー等の資料の充実を図った。
- ・市立図書館と連携し、なでしこ号(※4)を運行し、図書資料の貸出や、放課後児童クラブなどへの団体貸出(※5)を行った。

ボランティア活動の促進

- ・市立図書館等と連携し、子どもの読書活動を推進するボランティアのスキルを高める研修会等を実施した。

《見えてきた主な課題》

- いつでも子どもが本に接することのできる環境づくりが必要である。
- 公民館の図書室などを活用し、お薦め本の展示やブックリストの提供などを行い、子どもと地域の人々の読書活動の支援が必要である。
- ボランティアと連携した読み聞かせやおはなし会(※6)など、子どもが読書に親しめる機会を提供する活動の支援が必要である。

<<取組状況>>「地域」

■おはなしキャラバン(児童館・児童センター・公民館)

	R1	R2	R3	R4	R5
児童館・児童センター	1 回	コ休	コ休	コ休	-
公民館	1 回	コ休	コ休	-	1 回

■読み聞かせ・おはなし会(幼児教育センター)

		R1	R2	R3	R4	R5
読み聞かせの会	北部	月 4 回	コ休	コ休	コ休	0 回
	中央	月 4 回	コ休	コ休	月 1 回	月 2 回
	中道	月 2 回	コ休	コ休	-	-
どきどきタイム (絵本の読み聞かせ等)	北部	毎日 2 回	コ休	コ休	毎日 1 回	毎日 1 回
にこにこタイム (絵本の読み聞かせ等)	中央部	毎日 2 回	コ休	コ休	毎日 1 回	毎日 1 回
わくわくタイム (絵本の読み聞かせ等)	中道	毎日 2 回	コ休	コ休	毎日 1 回	毎日 1 回

■読み聞かせボランティア講座(市立図書館)

(単位:開催回数)

R1	R2	R3	R4	R5
1	コ休	コ休	-	2

■団体貸出(放課後児童クラブ・幼児教育センター↔市立図書館)

		R1	R2	R3	R4	R5
団体貸出	里吉団地放課後 児童クラブ	6 回	2 回	6 回	2 回	2 回
	湯田小放課後 児童クラブ	5 回	2 回	5 回	-	-
	北部・中央・中道 幼児教育センター	各 3 回	各 3 回	各 3 回	各 3 回	各 3 回
団体貸出 (なでしこ号)	貢川小放課後 児童クラブ	22 回	18 回	22 回	23 回	12 回
なでしこ号	国母小放課後 児童クラブ	15 回	10 回	0 回	0 回	22 回
市立図書館からの 図書等の提供 (ブックリサイクル等)	クラブ全般	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回

【体系3】『学校等』における子どもの読書活動の推進

主な取り組みの成果・課題

読書習慣の形成、読書機会の確保

- ・子どもの発達段階やカリキュラムの進度に応じて、本に触れる機会を十分確保できるよう支援し、さまざまな機会を利用して、保護者に対して読み聞かせの大切さや読書活動の意義についての理解を図った。
- ・読み聞かせ用図書など、子どもの読書活動推進のために必要な資料を団体貸出等により提供し、また、子どもに“読ませたい本”や子どもが“読みたい本”などの提供も積極的に行った。
- ・ブックトーク(※7)やアニメーション(※8)など、子どもが楽しみながら読書習慣が身につく活動の推進を図るよう、パパママクラスでの読み聞かせや保育園、小学校等へ図書館からおはなしキャラバンを派遣する等の支援を行った。

学習指導要領等を踏まえた活動推進

- ・学校一斉読書(朝読(※9)など)や読み聞かせなどの読書活動が促進されるよう、推薦図書の紹介等を行い、また、学校内に配備されている1人1台端末において電子書籍サービスが利用できるよう整備した。
- ・学習指導要領に示された“言語能力”の育成を図るため、教科を通じての言語活動のほか、学校図書館を活用する中での児童生徒の自主的な読書活動の充実に取り組んだ。

学校図書館の充実

- ・学校図書館機能の充実を図り、多様な図書資料を活用した授業に取り組めるよう、資料整備を支援した。
- ・児童生徒の情報リテラシー(※10)の向上を図り、自ら学ぶ力の醸成を支援した。
- ・司書教諭、学校司書及び教職員が、子どもと本を結びつける様々な理論と実践を学べるような、研修を実施した。

《見えてきた主な課題》

- いつでも子どもが本に接することのできる環境づくりが必要である。
- 発達段階に応じて子どもに読んで貰いたい本などの情報を提供し、子どもが自主的に本選びができる支援が必要である。
- 資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させるため、学校図書館の利活用を基にした情報リテラシー教育の促進が必要である。
- 学校図書館利用促進のため、入学時の学校図書館に関するオリエンテーション等の内容を充実させる必要がある。
- 学校図書館の運営の改善や向上を図るために、司書教諭、学校司書の連携・協力、専門的な研修の機会の確保が必要である。
- これまでに培ってきた読書習慣を維持・継続できるよう、学齢と子どもの興味関心に合わせた本の提供ができるようなサービスの研究および実践が必要である。

《取組状況》「学校等」

■「おすすめ本」貸出(学校⇔市立図書館)

R1	R2	R3	R4	R5
18 校	8 校	12 校	12 校	12 校

■団体貸出(保育所・幼稚園⇔市立図書館)

		R1	R2	R3	R4	R5
保育所	5 園 (中央・北新・甲運第一・玉諸・中道)	各 6 回	各 6 回	各 6 回	各 6 回	各 6 回
私立幼稚園	いずみ・みたま	3	3	3	-	2

■おはなしキャラバン(学校)

(単位:回)

R1	R2	R3	R4	R5
5	1	コ休	2	-

■読み聞かせ(保育所)

		R1	R2	R3	R4	R5
市立保育所5園 (中央・北新・甲運 第一・玉諸・中道)	保育教材	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
	早出・ 残留保育	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日
絵本の日	中央	月2回	月2回	月1回	随時	-

■園だより・クラスだより(保育所)※保護者通信を通す

	R1	R2	R3	R4	R5
市立保育所5園 (中央・北新・甲運第一・玉諸・中道)	随時	随時	随時	随時	随時

■親子ふれあい参観(保育所)※親子活動などで活用

	R1	R2	R3	R4	R5
市立保育所5園 (中央・北新・甲運第一・玉諸・中道)	各園1～2回	各園1～2回	各園1～2回	各園1～2回	各園1～2回

【体系4】『市立図書館』における子どもの読書活動の推進

主な取り組みの成果・課題
図書資料の整備、充実 ・子どもの成長や発達段階に応じた絵本や図書など、子どもの本を積極的に収集・提供した。 ・子どもの本との出会いを支援するため、発達段階に応じたブックリストや読書案内パンフレットを作成・配布した。 ・中高生世代の読書活動推進のため、YA(ヤングアダルト)^(※11)サービスと呼ばれる、中高生向けの図書資料の収集と展示コーナーの充実を図った。 ・県内や全国の図書館ネットワークを活用し、充実した図書資料の確保を行った。 ・電子書籍サービスでは、図書館や学校における子どもの読書活動の推進を目的に、同時アクセス数(利用者数)や貸出回数に制限のない電子書籍コンテンツの充実を図った。 関係団体への支援と協働 ・保育所、小中学校、児童館、母子保健課などの関係機関と連携し、子どもの読書活動を推進できるよう、なでしこ号の運行(おはなしキャラバン)や団体貸出を行った。

- ・小中学校において、「GIGAスクール構想」(※12)による児童・生徒1人1台端末等のICT環境を活用し、電子書籍サービスが利用できるよう、連携を図った。
- ・子どもの読書活動を支援するために必要な知識・技術等を有するボランティアの確保と養成を行った。

読書への関心を高める取り組み

- ・子どもが読書に親しむ機会を提供する為、子どもの本の貸出の他に、読み聞かせやおはなし会、おはなしキャラバン等でのストーリーテリング(※13)、ブックトーク、子どもに薦めたい本の展示、保護者を対象とした読み聞かせやお薦め本の紹介などを行った。

普及啓発活動

- ・「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」を通して、読書への関心が高まり積極的に読書活動を行う意欲が促進されるような事業を行った。
- ・ブックスタート事業や子育て支援事業等と連携・協力しながら、保護者に読書の大切さを伝える普及・啓発事業を行った。
- ・子どもの読書活動に役立つさまざまな情報や推薦図書等を、ホームページ、館内展示等を通じて積極的に提供した。

《見えてきた主な課題》

- いつでも子どもが本に接することのできる環境づくりが必要である。
- 発達段階に応じて子どもに読んで貰いたい本などの情報を提供し、子どもが自主的に本選びができる支援が必要である。
- ボランティアと連携した読み聞かせやおはなし会など、子どもが読書に親しめる機会を提供する活動の支援が必要である。
- これまでに培ってきた読書習慣を維持・継続できるよう、学齢と子どもの興味関心に合わせた本の提供ができるようなサービスの研究および実践が必要である。
- 家庭や地域での読書活動を推進するためには、保護者や地域のボランティアに対する研修・講座を充実させる必要がある。

<<取組状況>>「市立図書館」

■児童書蔵書数

(単位:冊、冊数は年度末現在)

	R1	R2	R3	R4	R5
本館 (対前年度増減数)	93,778 (+2,563)	96,921 (+3,143)	98,922 (+2,001)	100,894 (+1,972)	102,880 (+1,986)
移動図書館 (対前年度増減数)	14,439 (▲341)	12,726 (▲1,713)	11,967 (▲759)	11,227 (▲740)	11,525 (+298)
計 (対前年度増減数)	108,217 (+2,222)	109,647 (+1,430)	110,889 (+1,242)	112,121 (+1,232)	114,405 (+2,284)

■児童書貸出状況(市立図書館)

(単位:冊)

	R1	R2	R3	R4	R5
個人貸出数 (対前年度増減数)	144,325 (▲12,236)	108,700 (▲35,625)	131,338 (+22,638)	136,939 (+5,601)	125,193 (▲11,746)
団体貸出数 (対前年度増減数)	11,317 (▲1,396)	9,730 (▲1,587)	10,337 (+607)	10,274 (▲63)	10,520 (+246)
移動図書館貸出数 (対前年度増減数)	5,993 (▲136)	6,701 (+708)	6,459 (▲242)	4,108 (▲2,351)	6,480 (+2,372)
計 (対前年度増減数)	161,635 (▲13,768)	125,131 (▲36,504)	148,134 (+23,003)	151,321 (+3,187)	142,193 (▲9,128)

■電子書籍児童書及び読み放題コンテンツ数

(単位:タイトル、数字は年度末現在)

	R1	R2	R3	R4	R5
E絵本	-			22	32
Kキッズ	-			96	170
読み放題	-			-	50

※電子書籍サービスはR4.11.1 からサービスを開始した。

■子ども向け事業(市立図書館)(おはなし会等)

		R1	R2	R3	R4	R5
読み聞かせ	実施状況	毎週木・土曜日	コ休	10月より 月1回で開催 1月からコ休あり	月1回	月1回 (8・12・2月は 2回実施した。)
おはなしの会	実施状況	毎月 第2・4土曜日	コ休	コ休	コ休	コ休
内田パパ	実施状況	12回 ※毎月 第4日曜日	コ休	コ休	1回実施	6回 ※偶数月 第4日曜日
ちびちびひろば (※14)	実施状況	月1回	コ休	10月より 月1回で開催 2月からコ休あり	月1回	月1回
2歳からの絵本 クラブ(※15)	実施回数	4回	コ休	コ休	4回	4回
おはなしひろば (※16)	実施回数 実施日	1回 10/26(土)	コ休	コ休	1回 10/22(土)	1回 10/21(土)

■子ども向け事業(市立図書館)(イベント関係)

		R1	R2	R3	R4	R5
ちびっこ図書館 まつり	実施回数 実施日	1回 6/2(日)	コ休	コ休	1回 5/29(日)	1回 5/28(日)
夏休み子ども読書 イベント	タイトル 名	おたのしみ スタンプラリ ー	夏のでくてく スタンプラリ ー	チャレンジ!! SDGs スタンプラリ ー	チャレンジ!! SDGs スタンプラリ ー	トラベル スタンプラリ ー
夏休み映画会	実施回数	15回	14回	7回	11回	13回
クリスマス会	実施回数 実施日	1回 12/8(日)	コ休	1回 12/5(日)	1回 12/11(日)	1回 12/10(日)

■市立図書館訪問(保育所・私立幼稚園・小学校)

(単位:回)

	R1	R2	R3	R4	R5
中央保育所 (子育て支援センター)	2	コ休	1	1	2
私立幼稚園等	7	コ休	-	-	5
小学校 (支援学級含む)	7	コ休 ※一部対応あり	5	5	5

※R2年度の一部対応は館内入館のみで対応

■学校司書との合同研修会(市立図書館)

(単位:回)

R1	R2	R3	R4	R5
1	1	1	1	1

【子どもの読書活動を取り巻く環境の変化等により明らかになった主な課題】

主な課題
●新型コロナウイルス感染症により社会が大きく変化しても、社会全体で子どもの読書活動を推進していくことが必要である。 ●スマートフォン、タブレットの利用時間が増えデジタル社会が進んでいる中で、電子書籍等紙媒体の本以外の活用も進め、読書活動の選択肢を広げていく必要がある。 ●GIGAスクール構想等の進展により学校図書や図書館のDX(デジタルトランスフォーメーション)^(※17)といったデジタル社会に対応した読書環境の整備を進めることが必要である。 ●子どもたちが図書資料を活用して、主体的に学んだり、楽しんだりするためには、子どもの意見を取り入れた図書館運営が必要である。 ●特別な支援の必要がある子ども、日本語能力に応じた支援を必要とする子ども等、全ての子どもの可能性を引き出すための読書環境の整備と本にアクセスできる機会を提供する必要がある。

(2)子どもの読書活動に関する保護者アンケート調査集計

- ・実施方法：G o o g l e フォームを活用するため調査協力依頼のチラシを配布
- ・実施期間：令和6年6月25日（火）～7月7日（日）までの13日間
- ・調査対象者数：市立保育所に在籍する子どもの保護者183名、
市立小・中学校に在籍する子どもの保護者、小学校7,325名、
中学校3,751名、計11,076名、
市立図書館を利用する乳幼児・児童・生徒を持つ保護者50名、
以上、合計11,309名
- ・回答数：合計284件（調査対象者数に対する回答割合：2.5%）

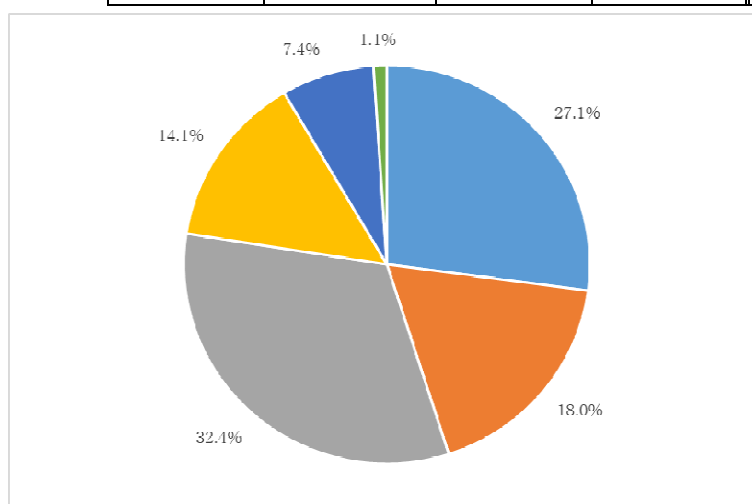
※表中における下段()内の割合は、各年代の回答者数に対する割合を表記した。

※割合(%)については、全て小数点以下第2位を四捨五入し、表記した。

問1 あなたご自身(保護者)についてお伺いします。

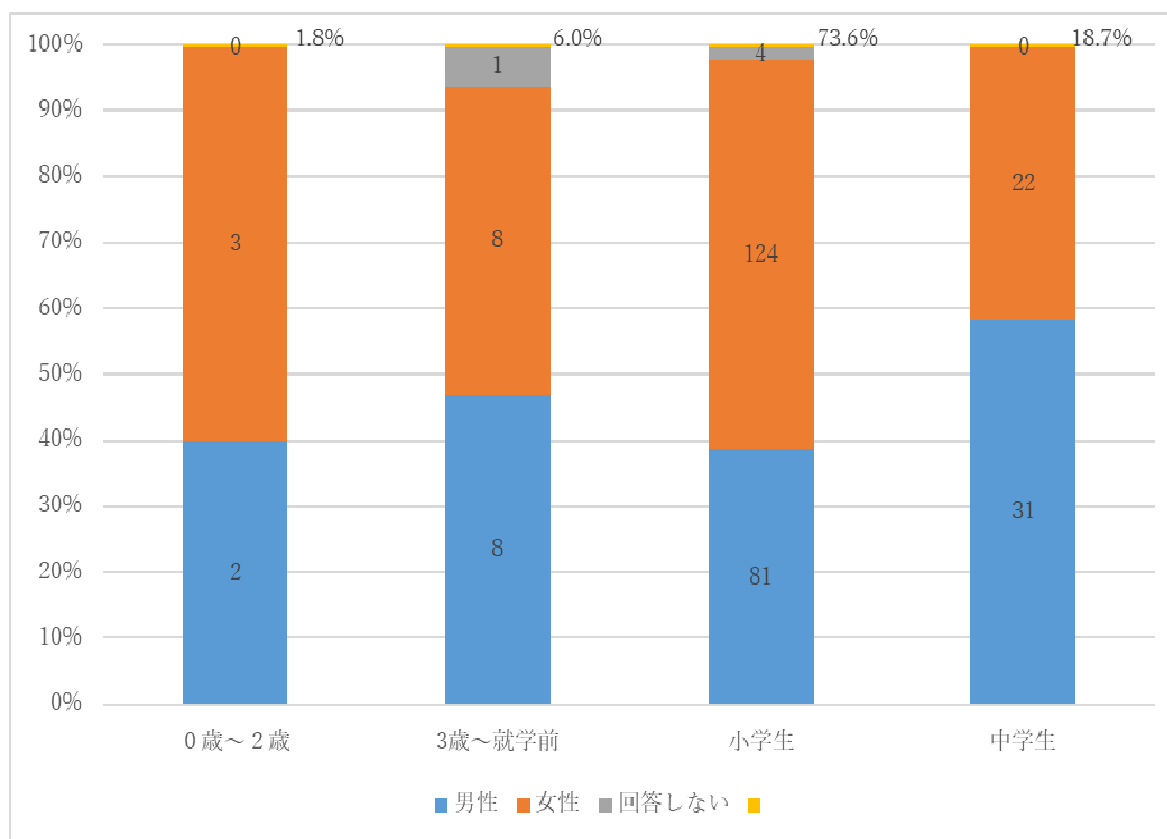
現在お住まいの地域は次のどちらですか。(選択式)

地域ブロック	0～2歳	3歳～就学前	小学生	中学生	総数	割合
東ブロック (甲運、東、琢美、里垣、玉諸)	2 (40.0%)	8 (47.1%)	54 (25.8%)	13 (24.5%)	77	27.1%
西ブロック (貢川、穴切、石田、池田、新田)	1 (20.0%)	-	44 (21.1%)	6 (11.3%)	51	18.0%
南ブロック (湯田、伊勢、国母、山城、大里、大国、住吉、中道、上九一色)	2 (40.0%)	2 (11.8%)	64 (30.6%)	24 (45.3%)	92	32.4%
北ブロック (相川、北新、千塚、羽黒、千代田、能泉、宮本)	-	2 (11.8%)	31 (14.8%)	7 (13.2%)	40	14.1%
中央ブロック (朝日、富士川、相生、春日、新紺屋)	-	4 (23.5%)	14 (6.7%)	3 (5.7%)	21	7.4%
その他	-	1 (5.9%)	2 (1.0%)	-	3	1.1%
回答数計	5	17	209	53	284	



問 2 あなたのお子さんは次のうちどれに当てはまりますか。

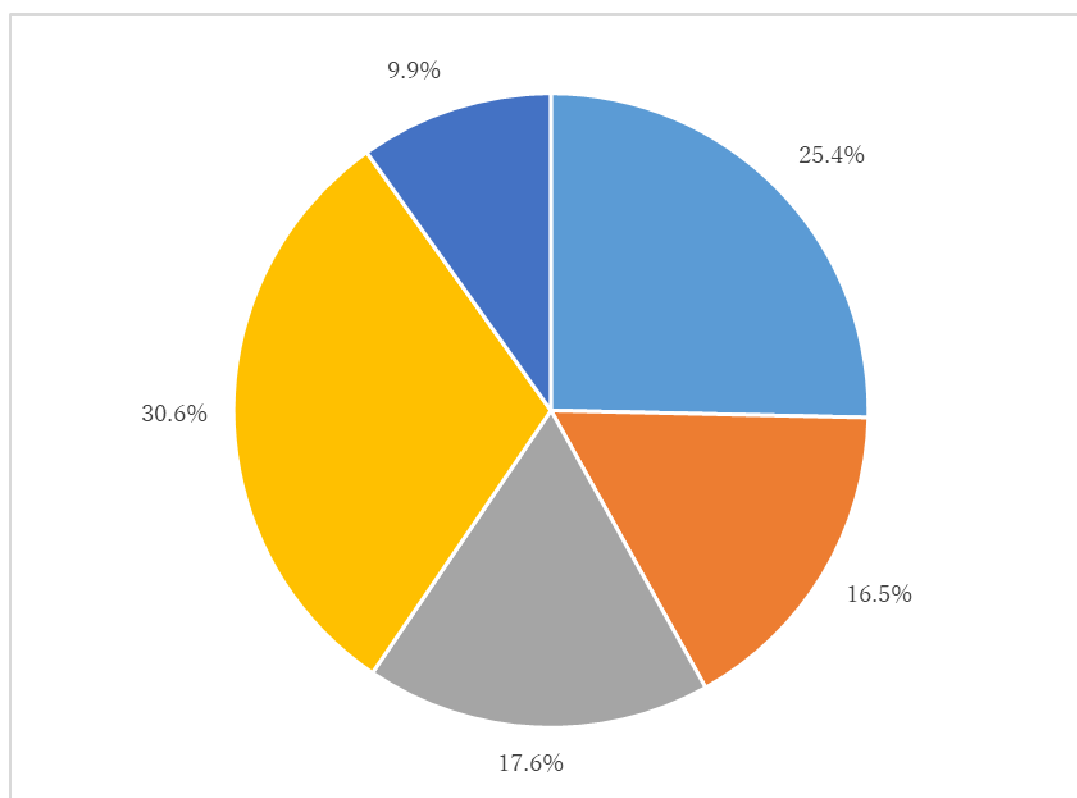
性別	0～2 歳	3 歳～就学前	小学生	中学生	総数	割合
男	2 (40.0%)	8 (47.1%)	81 (38.8%)	31 (58.5%)	122	43.0%
女	3 (60.0%)	8 (47.1%)	124 (59.3%)	22 (41.5%)	157	55.3%
回答しない	-	1 (5.9%)	4 (1.9%)	-	5	1.7%
回答数計	5 (1.8%)	17 (6.0%)	209 (73.6%)	53 (18.7%)	284	



【参考】2008年アンケート回答結果
 男性:13.0%
 女性:87.0%

問3 あなたのお子さんは、どれくらいの頻度で本を読みますか。本を読み聞かせる場合も含みます。

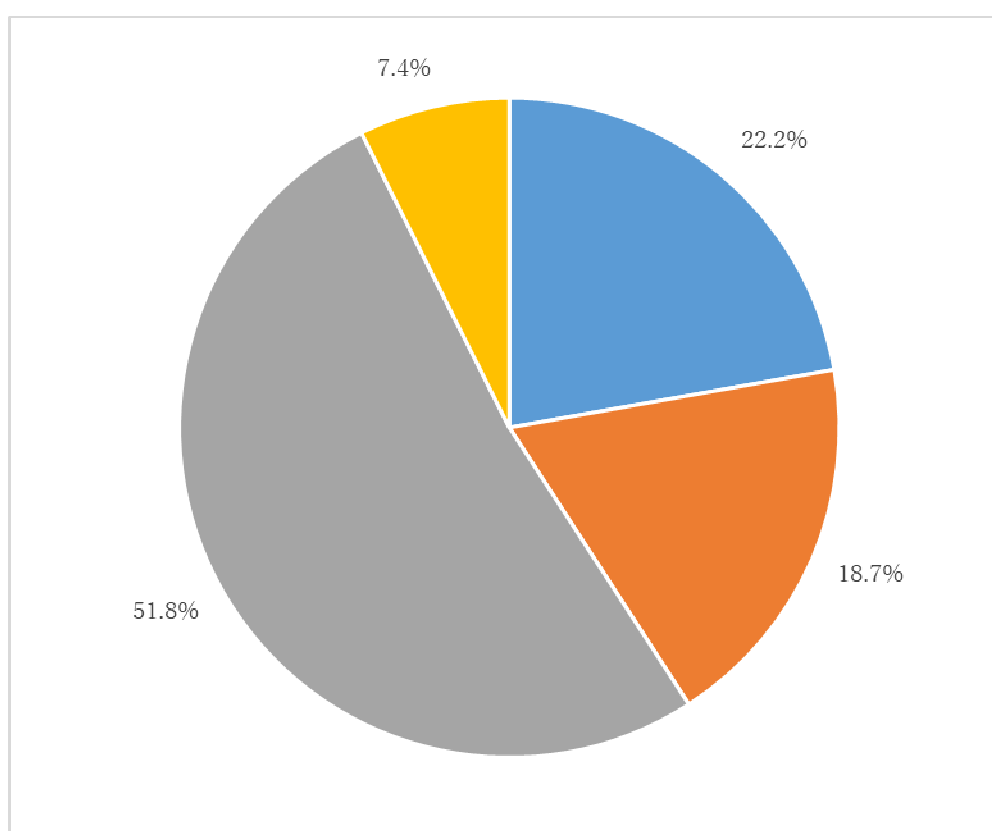
選択肢	0～2 歳	3 歳～就学前	小学生	中学生	総計	割合
週1～2日「読む」	-	5 (29.4%)	56 (26.8%)	11 (20.8%)	72	25.4%
週3～4日「読む」	1 (20.0%)	-	40 (19.1%)	6 (11.3%)	47	16.5%
週5～6日「読む」	1 (20.0%)	5 (29.4%)	30 (14.4%)	14 (26.4%)	50	17.6%
毎日「読む」	3 (60.0%)	7 (41.2%)	63 (30.1%)	14 (26.4%)	87	30.6%
読まない(問 5②対象)	-	-	20 (9.6%)	8 (15.1%)	28	9.9%
回答数計	5	17	209	53	284	



【参考】2008年アンケート回答結果
週1～2日読む:36.9%
週3～4日読む:24.0%
毎日読む:28.3%
読まない:10.1%
無回答:0.7%

問 4 あなたのお子さんは、月に何冊ぐらい本を読んでいますか。本を読み聞かせる場合も含みます。

選択肢	0～2 歳	3 歳～就学前	小学生	中学生	総計	割合
月1～2冊「読む」	-	1 (5.9%)	39 (18.7%)	23 (43.4%)	63	22.2%
月3～4冊「読む」	1 (20.0%)	4 (23.5%)	39 (18.7%)	9 (17.0%)	53	18.7%
月5冊以上「読む」	4 (80.0%)	12 (70.6%)	116 (55.5%)	15 (28.3%)	147	51.8%
読まない(問 5②対象)	-	-	15 (7.2%)	6 (11.3%)	21	7.4%
回答数計	5	17	209	53	284	

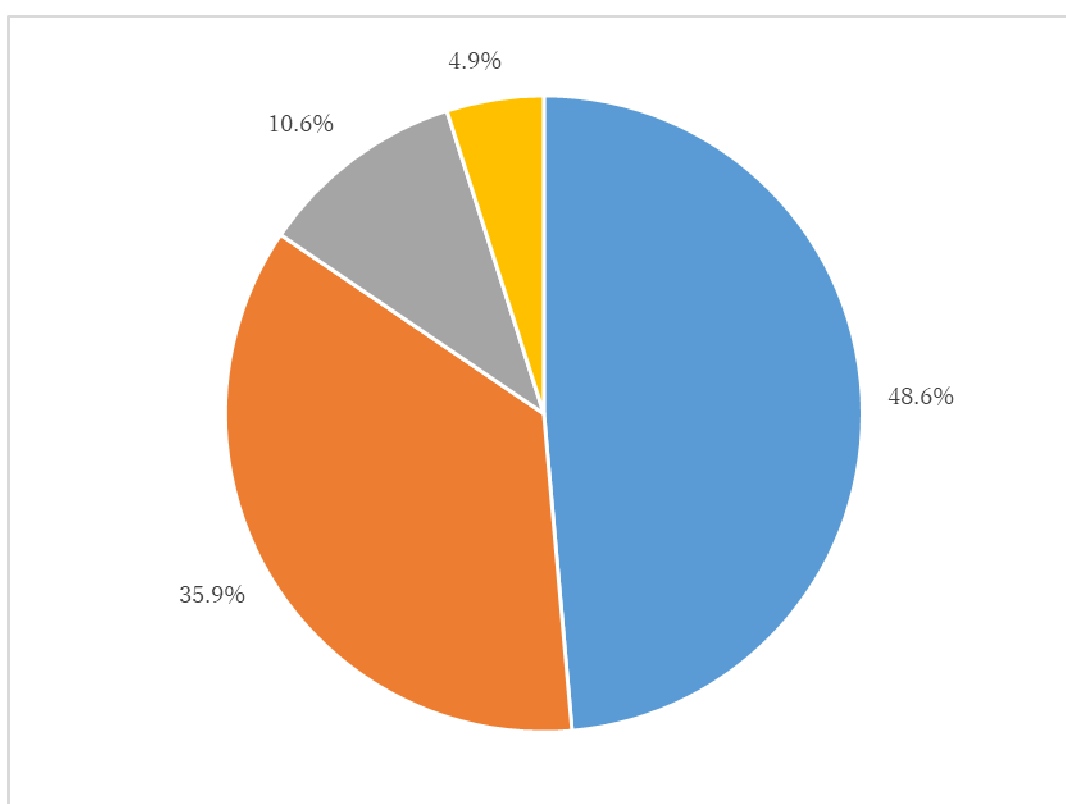


【参考】2008年アンケート回答結果

月1～2冊読む:32.1%
 月3～4冊読む:23.0%
 月5冊以上読む:37.7%
 読まない:6.5%
 無回答:0.7%

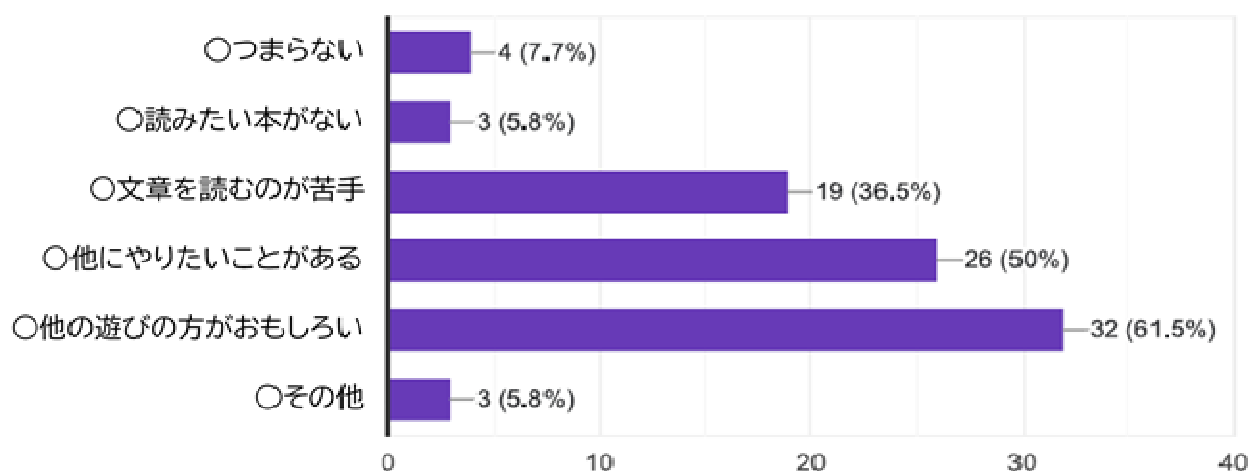
問 5 ①あなたのお子さんは、本を読むことが好きですか。

選択肢	0～2 歳	3 歳～就学前	小学生	中学生	総計	割合
好き	4 (80.0%)	12 (70.6%)	102 (48.8%)	20 (37.7%)	138	48.6%
どちらかといえば好き	1 (20.0%)	5 (29.4%)	75 (35.9%)	21 (39.6%)	102	35.9%
どちらかといえば嫌い (問5②対象)	-	-	23 (11.0%)	7 (13.2%)	30	10.6%
嫌い(問5②対象)	-	-	9 (4.3%)	5 (9.4%)	14	4.9%
回答数計	5	17	209	53	284	



「好き」+「どちらかといえば好き」
 $48.6\% + 35.9\% = 84.5\%$

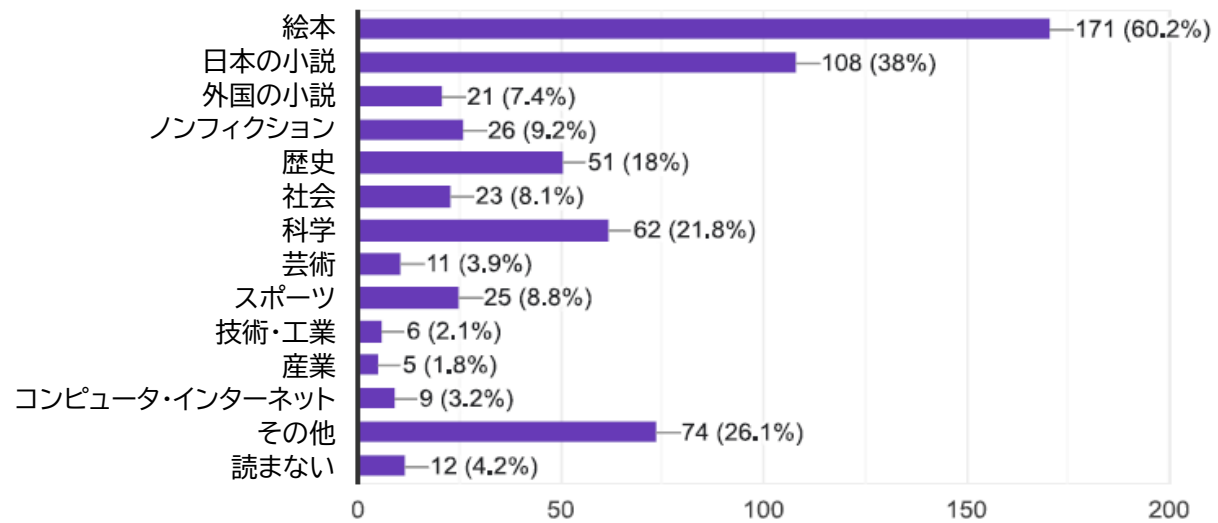
問5 ②問3で「読まない」、問4で「読まない」、問5①で「どちらかといえば嫌い」「嫌い」を選択した方にお聞きします。その理由は何だと思いますか。(該当するものは、いくつでも選んでください。) 【52件の回答】



選択肢	0～2歳 【0件】	3歳～就学 前 【0件】	小学生 【38件】	中学生 【14件】	総計 【52件】	割合
つまらない	-	-	3 (7.9%)	1 (7.1%)	4	7.7%
読みたい本がない	-	-	2 (5.3%)	1 (7.1%)	3	5.8%
文章を読むのが苦手	-	-	13 (34.2%)	6 (42.9%)	19	36.5%
他にやりたいことがある	-	-	21 (55.3%)	5 (35.7%)	26	50.0%
他の遊びの方が面白い	-	-	26 (68.4%)	6 (42.9%)	32	61.5%
その他	-	-	1 (2.6%)	2 (14.3%)	3	5.8%
回答数計	0	0	66	21	87	

※割合は【総計/52件】

問 6 ①あなたのお子さんは、どのような種類の本を多く読んでいますか。本を読み聞かせる場合も含まれます。(該当するものは、いくつでも選んでください。) 【284 件の回答】

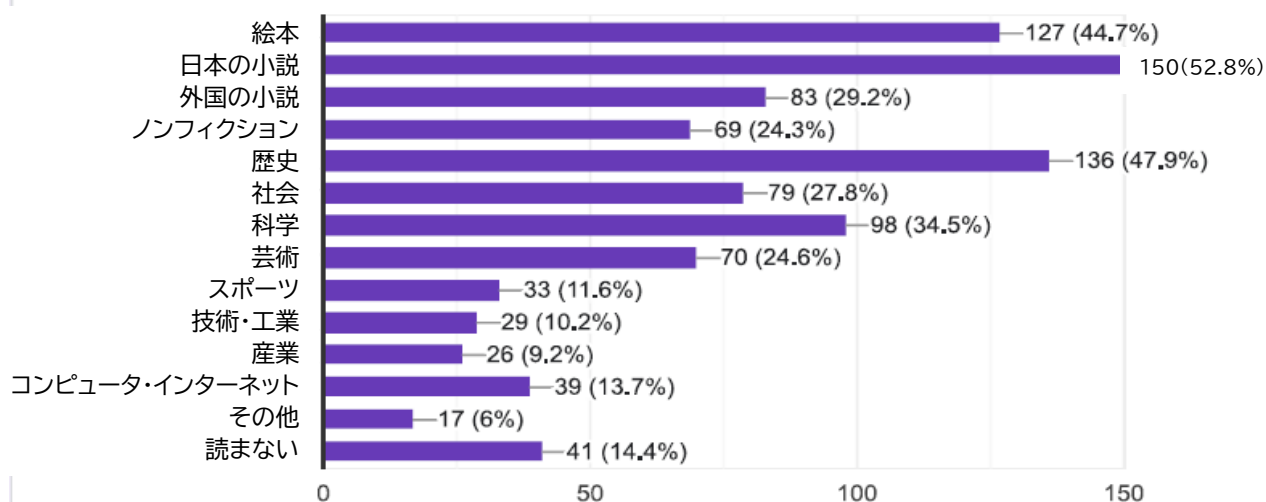


選択肢	0～2 歳 【5 件】	3 歳～就学 前 【17 件】	小学生 【209 件】	中学生 【53 件】	総計 【284 件】	割合
絵本	5 (100%)	17 (100%)	145 (69.4%)	4 (7.5%)	171	60.2%
日本の小説	-	-	73 (34.9%)	35 (66.0%)	108	38.0%
外国の小説	-	-	16 (7.7%)	5 (9.4%)	21	7.4%
ノンフィクション	-	-	19 (9.1%)	7 (13.2%)	26	9.2%
歴史	-	-	39 (18.7%)	12 (22.6%)	51	18.0%
社会	-	-	18 (8.6%)	5 (9.4%)	23	8.1%
科学	-	1 (5.9%)	48 (23.0%)	13 (24.5%)	62	21.8%
芸術	-	-	10 (4.8%)	1 (1.9%)	11	3.9%
スポーツ	-	1 (5.9%)	14 (6.7%)	10 (18.9%)	25	8.8%
技術・工業	-	-	4 (1.9%)	2 (3.8%)	6	2.1%
産業	-	1 (5.9%)	3 (1.4%)	1 (1.9%)	5	1.8%
コンピュータ・インターネット	-	-	6 (2.9%)	3 (5.7%)	9	3.2%
その他	-	2 (11.8%)	62 (29.7%)	10 (18.9%)	74	26.1%
読まない	-	-	8 (3.8%)	4 (7.5%)	12	4.2%
回答数計	5	22	465	112	604	

※割合は【総計/284 件】

問 6 ②あなたご自身は、あなたのお子さんにどのような種類の本を読んでもほしいと思いますか。

(該当するものは、いくつでも選んでください。) 【284 件の回答】

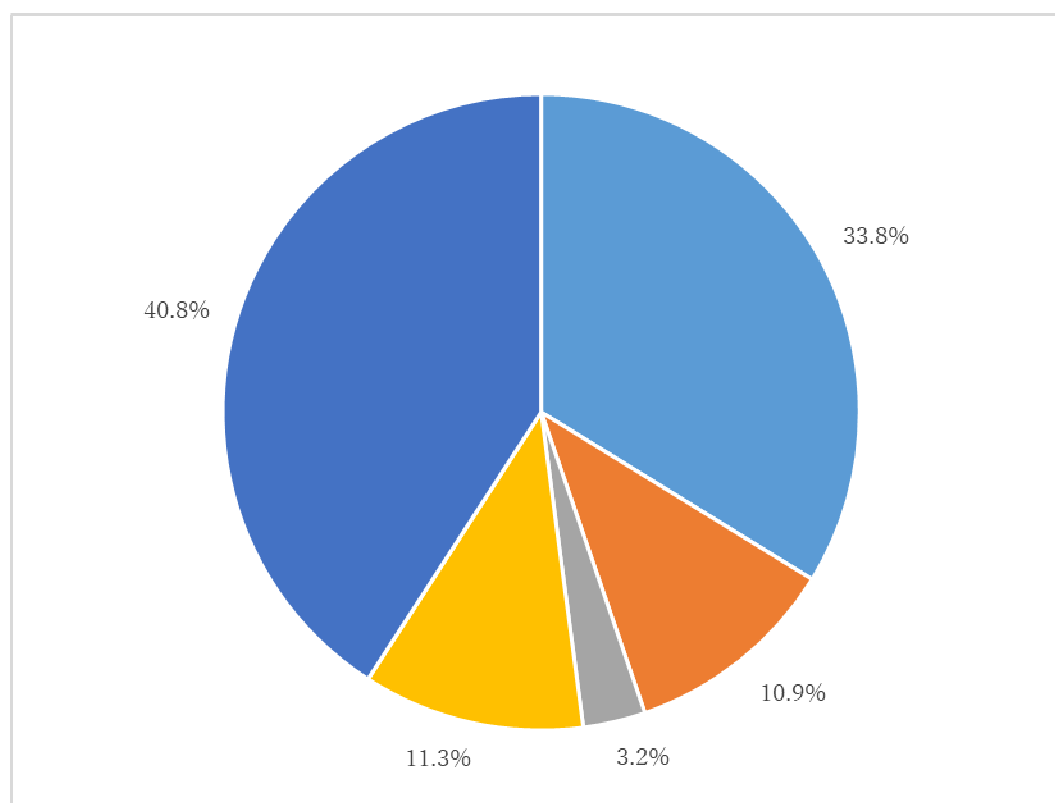


選択肢	0～2 歳 【5 件】	3 歳～就学 前 【17 件】	小学生 【209 件】	中学生 【53 件】	総計 【284 件】	割合
絵本	4 (80.0%)	17 (100%)	98 (46.9%)	8 (15.1%)	127	44.7%
日本の小説	-	2 (11.8%)	113 (54.1%)	35 (66.0%)	150	52.8%
外国の小説	-	2 (11.8%)	59 (28.2%)	22 (41.5%)	83	29.2%
ノンフィクション	-	-	54 (25.8%)	15 (28.3%)	69	24.3%
歴史	-	1 (5.9%)	113 (54.1%)	22 (41.5%)	136	47.9%
社会	-	2 (11.8%)	64 (30.6%)	13 (24.5%)	79	27.8%
科学	-	5 (29.4%)	77 (36.8%)	16 (30.2%)	98	34.5%
芸術	-	6 (35.3%)	54 (25.8%)	10 (18.9%)	70	24.6%
スポーツ	-	-	22 (10.5%)	11 (20.8%)	33	11.6%
技術・工業	-	1 (5.9%)	21 (10.0%)	7 (13.2%)	29	10.2%
産業	-	-	20 (9.6%)	6 (11.3%)	26	9.2%
コンピュータ・インターネット	-	1 (5.9%)	28 (13.4%)	10 (18.9%)	39	13.7%
その他	-	2 (11.8%)	10 (4.8%)	5 (9.4%)	17	6.0%
読まない	1 (20.0%)	-	30 (14.4%)	10 (18.9%)	41	14.4%
回答数計	5	39	763	190	997	

※割合は【総計/284 件】

問 7 ①あなたご自身は、どのくらいの頻度で本を読みますか。

選択肢	0～2 歳	3 歳～就学 前	小学生	中学生	総計	割合
週1～2日「読む」	1 (20.0%)	8 (47.1%)	64 (30.6%)	23 (43.4%)	96	33.8%
週3～4日「読む」	1 (20.0%)	4 (23.5%)	22 (10.5%)	4 (7.5%)	31	10.9%
週5～6日「読む」	-	-	6 (2.9%)	3 (5.7%)	9	3.2%
毎日「読む」	-	1 (5.9%)	25 (12.0%)	6 (11.3%)	32	11.3%
読まない	3 (60.0%)	4 (23.5%)	92 (44.0%)	17 (32.1%)	116	40.8%
回答数計	5	17	209	53	284	



【参考】2008年アンケート回答結果

週1～2日読む:34.3%

週3～4日読む:11.0%

毎日読む:10.8%

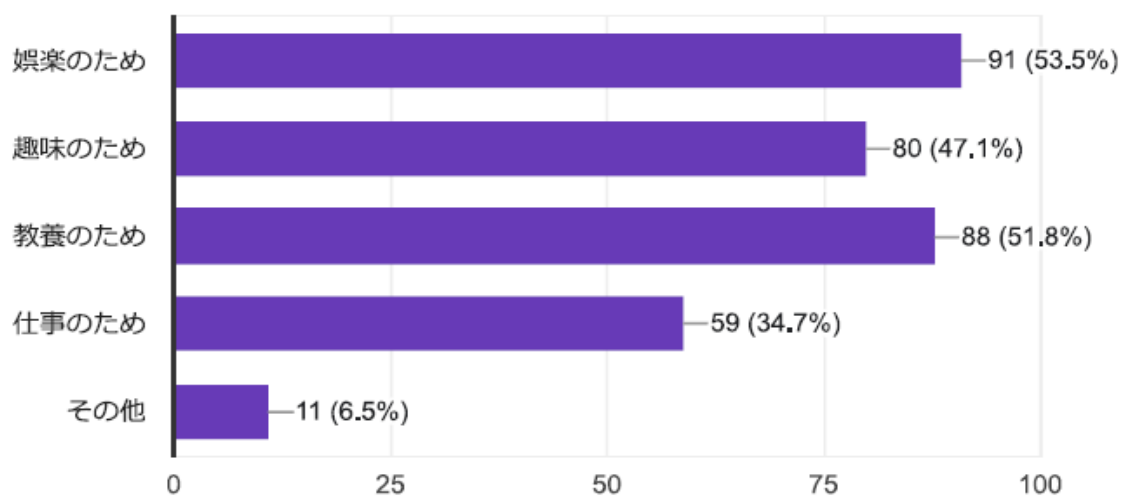
読まない:31.7%

その他:11.1%

無回答:1.1%

問 7 ② ①で「読む」を選択した方にお聞きします。本を読む理由は何ですか。

(該当するものは、いくつでも選んでください。) 【170 件の回答】

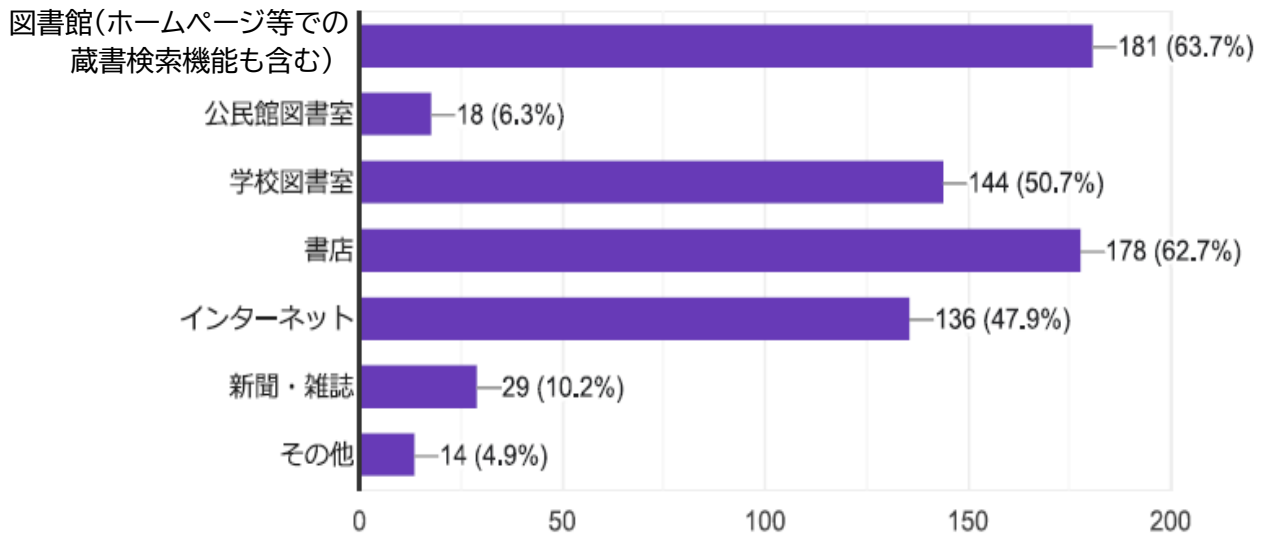


選択肢	0～2 歳 【2 件】	3 歳～就学 前 【12 件】	小学生 【120 件】	中学生 【36 件】	総計 【170 件】	割合
娯楽のため	2 (100%)	3 (25.0%)	65 (54.2%)	21 (58.3%)	91	53.5%
趣味のため	-	5 (41.7%)	59 (49.2%)	16 (44.4%)	80	47.1%
教養のため	2 (100%)	7 (58.3%)	61 (50.8%)	18 (50.0%)	88	51.8%
仕事のため	-	5 (41.7%)	42 (35.0%)	12 (33.3%)	59	34.7%
その他	-	2 (16.7%)	6 (5.0%)	3 (8.3%)	11	6.5%
回答数計	4	22	233	70	329	

※割合は【総計/170 件】

問8 あなたのお子さんが読みたい本や、あなたがお子さんに読ませたい本は、どのような場所もしくは方法で探しますか。

(該当するものは、いくつでも選んでください。) 【284 件の回答】



選択肢	0～2 歳 【5 件】	3 歳～就学前 【17 件】	小学生 【209 件】	中学生 【53 件】	総計 【284 件】	割合
図書館(ホームページ等での書籍検索機能も含む)	5 (100%)	17 (100%)	134 (64.1%)	25 (47.2%)	181	63.7%
公民館図書室	1 (20.0%)	-	11 (5.3%)	6 (11.3%)	18	6.3%
学校図書室	1 (20.0%)	2 (11.8%)	118 (56.5%)	23 (43.4%)	144	50.7%
書店	1 (20.0%)	8 (47.1%)	134 (64.1%)	35 (66.0%)	178	62.7%
インターネット	3 (60.0%)	11 (64.7%)	95 (45.5%)	27 (50.9%)	136	47.9%
新聞・雑誌	1 (20.0%)	1 (5.9%)	16 (7.7%)	11 (20.8%)	29	10.2%
その他	1 (20.0%)	-	9 (4.3%)	4 (7.5%)	14	4.9%
回答数計	13	39	517	131	700	

※割合は【総計/284 件】

【参考】2008年アンケート回答結果

※1 択回答

図書館:21.2%

学校・公民館図書室等:17.3%

書店:37.7%

インターネット:9.1%

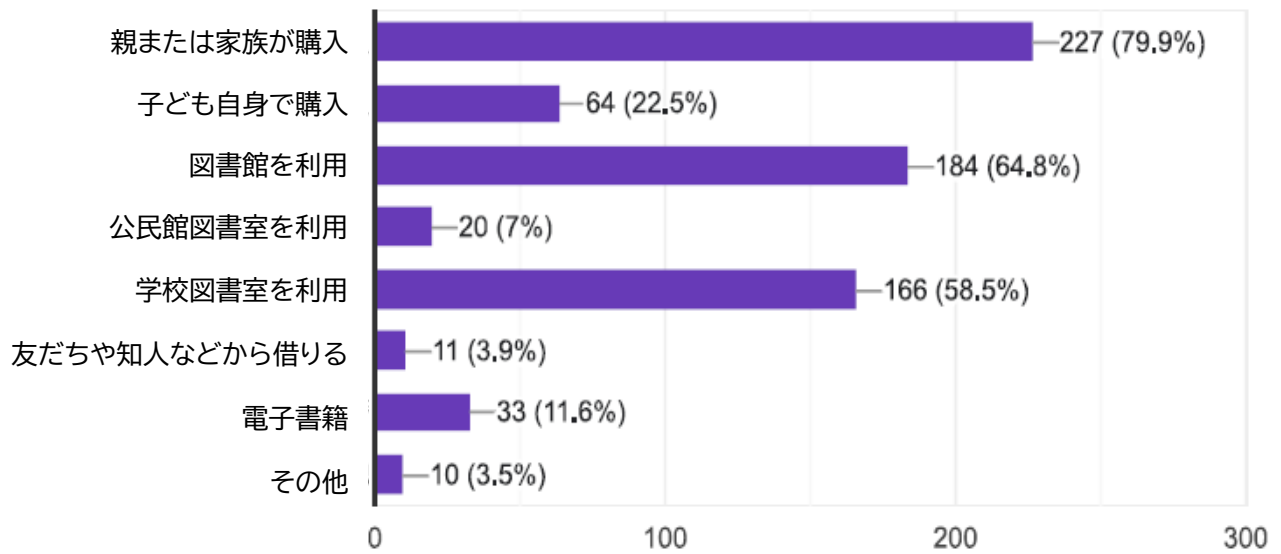
新聞・雑誌:12.3%

その他:1.8%

無回答:0.6%

問9 あなたのお子さんが読みたい本や、あなたがお子さんに読ませたい本は、どのような方法で用意しますか。(該当するものは、いくつでも選んでください。)

【284 件の回答】



選択肢	0～2 歳 【5 件】	3 歳～就学 前 【17 件】	小学生 【209 件】	中学生 【53 件】	総計 【284 件】	割合
親または家族が購入	5 (100%)	16 (94.1%)	163 (78.0%)	43 (81.1%)	227	79.9%
子ども自身で購入	-	1 (5.9%)	44 (21.1%)	19 (35.8%)	64	22.5%
図書館を利用	5 (100%)	16 (94.1%)	134 (64.1%)	29 (54.7%)	184	64.8%
公民館図書室を利用	-	1 (5.9%)	12 (5.7%)	7 (13.2%)	20	7.0%
学校図書室を利用	-	3 (17.6%)	134 (64.1%)	29 (54.7%)	166	58.5%
友だちや知人などから借りる	-	1 (5.9%)	6 (2.9%)	4 (7.5%)	11	3.9%
電子書籍	-	2 (11.8%)	22 (10.5%)	9 (17.0%)	33	11.6%
その他	-	-	7 (3.3%)	3 (5.7%)	10	3.5%
回答数計	10	40	522	143	715	

※割合は【総計/284 件】

【参考】2008年アンケート回答結果

※1 択回答

親または家族:26.8%

子ども自身:17.4%

図書館:22.0%

学校・公民館図書室:26.9%

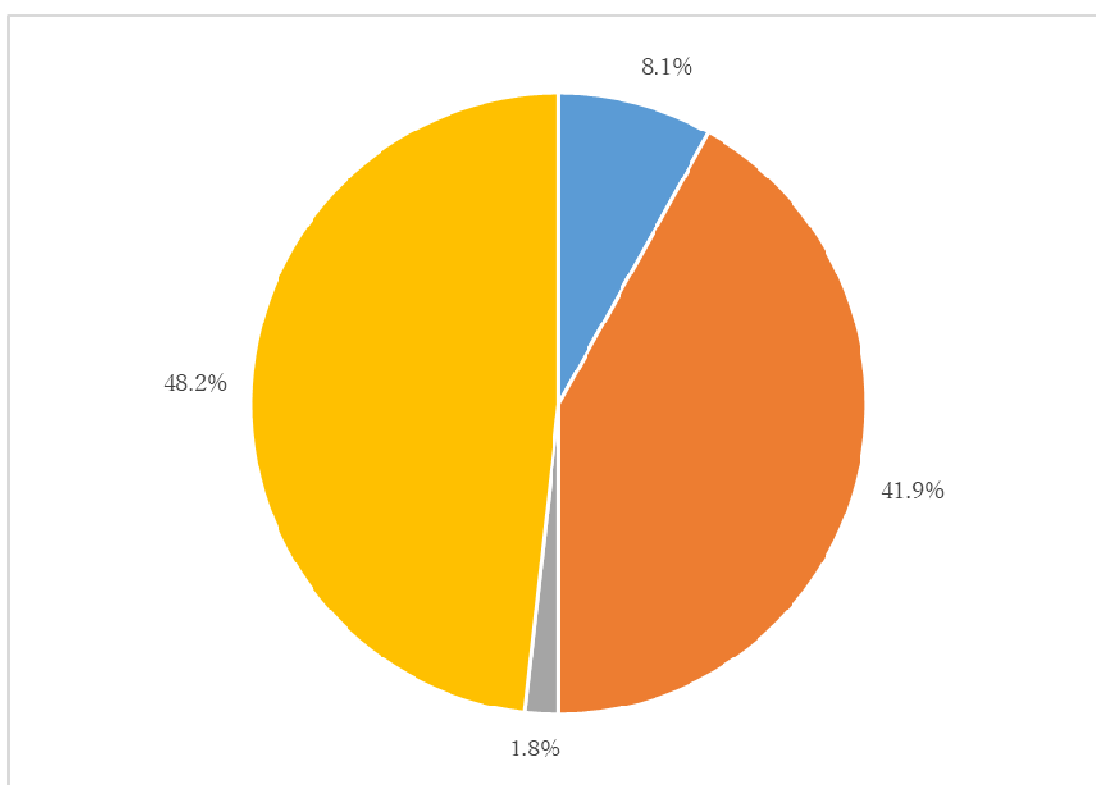
友だちから借りる:4.6%

その他:1.9%

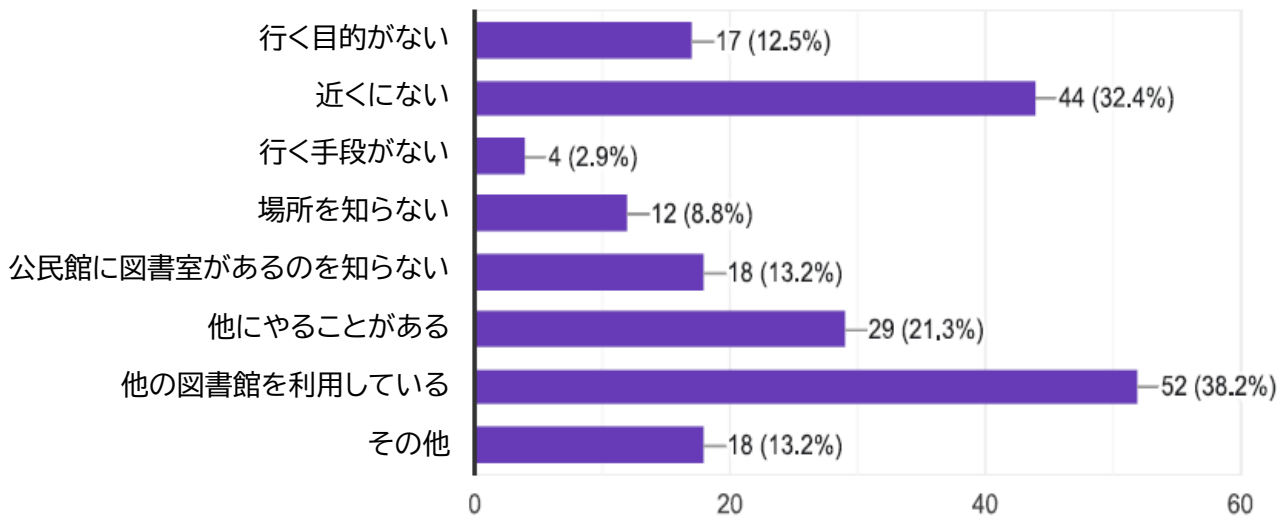
無回答:0.4%

問 10 ①あなたのお子さんは、甲府市立図書館や公民館図書室を利用していますか。

選択肢	0～2 歳	3 歳～就学 前	小学生	中学生	総数	割合
どちらも利用している	1 (20.0%)	1 (5.9%)	16 (7.7%)	5 (9.4%)	23	8.1%
甲府市立図書館だけ利用して いる	4 (80.0%)	10 (58.8%)	82 (39.2%)	23 (43.4%)	119	41.9%
公民館図書室だけ利用してい る	-	-	3 (1.4%)	2 (3.8%)	5	1.8%
どちらも利用していない	-	6 (35.3%)	108 (51.7%)	23 (43.4%)	137	48.2%
回答数計	5	17	209	53	284	



問 10 ② ①で「どちらも利用していない」を選択した方にお聞きます。その理由は何ですか。
 (該当するものは、いくつでも選んでください。) 【136 件の回答】

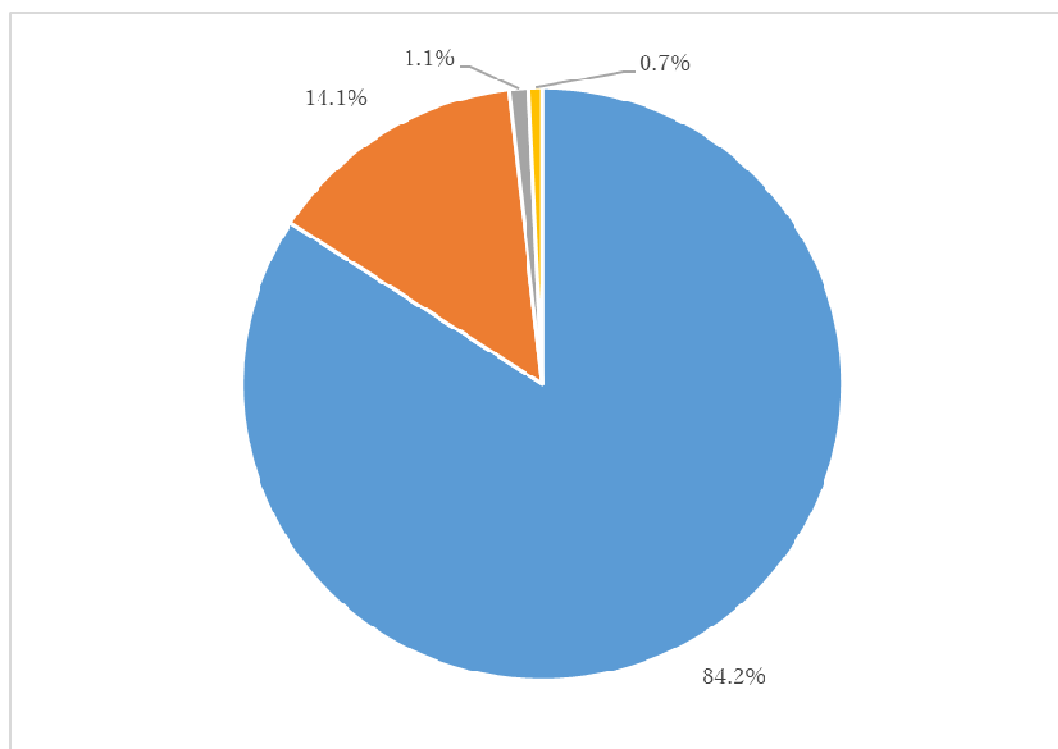


選択肢	0～2 歳 【0 件】	3 歳～就学 前 【6 件】	小学生 【106 件】	中学生 【24 件】	総計 【136 件】	割合
行く目的がない	-	-	16 (15.1%)	1 (4.2%)	17	12.5%
近くにない	-	2 (33.3%)	34 (32.1%)	8 (33.3%)	44	32.4%
行く手段がない	-	-	3 (2.8%)	1 (4.2%)	4	2.9%
場所を知らない	-	-	11 (10.4%)	1 (4.2%)	12	8.8%
公民館に図書室があるの知らない	-	-	16 (15.1%)	2 (8.3%)	18	13.2%
他にやることがある	-	-	23 (21.7%)	6 (25.0%)	29	21.3%
他の図書館を利用している	-	6 (100%)	41 (38.7%)	5 (20.8%)	52	38.2%
その他	-	-	14 (13.2%)	4 (16.7%)	18	13.2%
回答数計	0	8	158	28	194	

※割合は【総計/136 件】

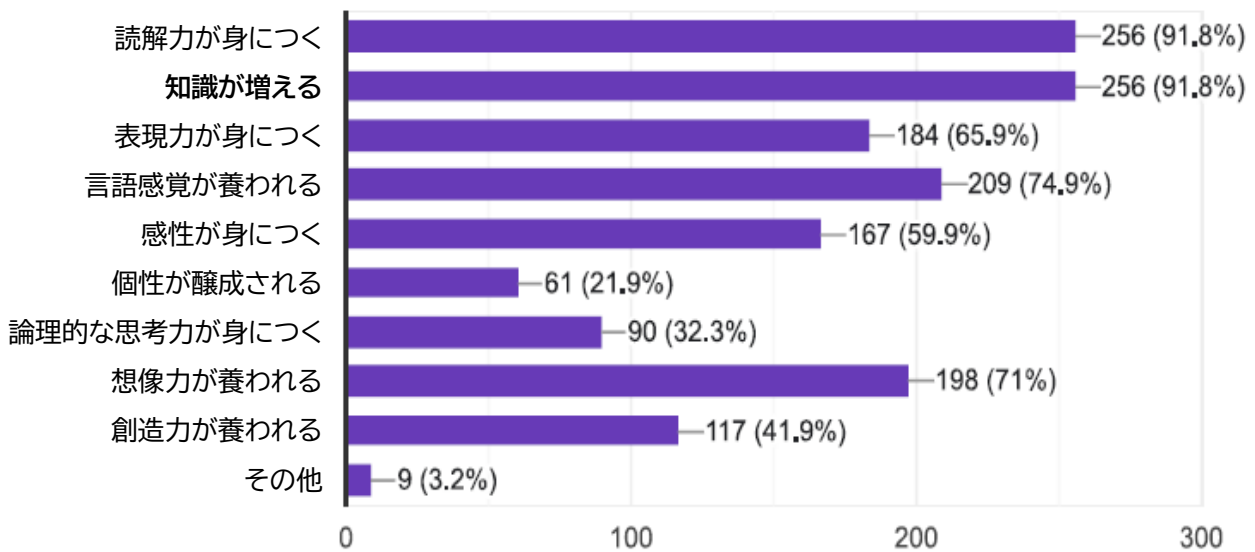
問 11 ①あなたご自身は、子どもの読書の重要性について、どのようにお考えですか。
 (主なものを1つ選んでください。)

選択肢	0～2 歳	3 歳～就学 前	小学生	中学生	総数	割合
大変重要だと思う	5 (100%)	16 (94.1%)	177 (84.7%)	41 (77.4%)	239	84.2%
少しは重要だと思う	-	1 (5.9%)	30 (14.4%)	9 (17.0%)	40	14.1%
そんなに重要だとは思 わない	-	-	2 (1.0%)	1 (1.9%)	3	1.1%
その他	-	-	-	2 (3.8%)	2	0.7%
回答数計	5	17	209	53	284	



【参考】2008年アンケート回答結果
 大変重要:87.3%
 少しは重要:12.0%
 そんなに重要と思わない:0.3%
 重要と思わない:0.0%
 無回答:0.4%

問 11 ② ①で「大変重要だと思う」「少しは重要だと思う」を選択した方にお聞きします。
その理由は何ですか。(該当するものは、いくつでも選んでください。) 【279 件の回答】



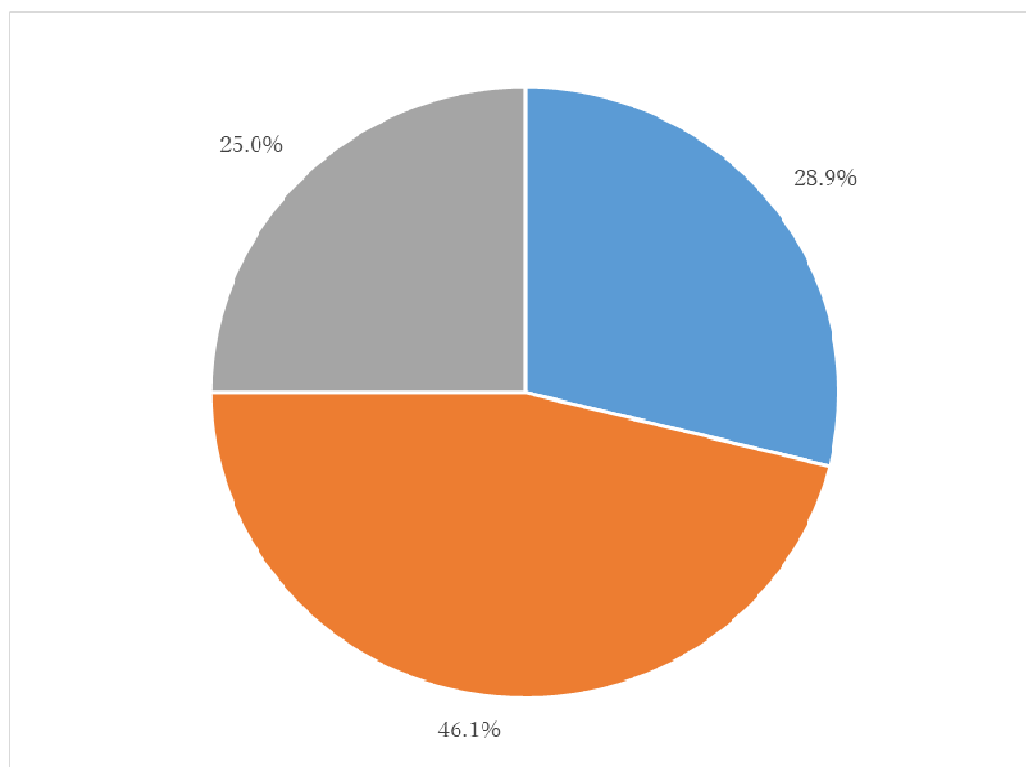
※想像力…見たり聞いたりしていないものを思い浮かべる
※創造力…新しいものを初めてつくり出す

選択肢	0～2 歳 【5 件】	3 歳～就学 前 【17 件】	小学生 【207 件】	中学生 【50 件】	総計 【279 件】	割合
読解力が身につく	4 (80.0%)	16 (94.1%)	191 (92.3%)	45 (90.0%)	256	91.8%
知識が増える	3 (60.0%)	17 (100%)	192 (92.8%)	44 (88.0%)	256	91.8%
表現力が身につく	2 (40.0%)	12 (70.6%)	142 (68.6%)	28 (56.0%)	184	65.9%
言語感覚が養われる	3 (60.0%)	17 (100%)	153 (73.9%)	36 (72.0%)	209	74.9%
感性が身につく	5 (100%)	14 (82.4%)	125 (60.4%)	23 (46.0%)	167	59.9%
個性が醸成される	1 (20.0%)	6 (35.3%)	43 (20.8%)	11 (22.0%)	61	21.9%
論理的な思考力が身につく	1 (20.0%)	6 (35.3%)	68 (32.9%)	15 (30.0%)	90	32.3%
想像力が養われる	3 (60.0%)	15 (88.2%)	142 (68.6%)	38 (76.0%)	198	71.0%
創造力が養われる	1 (20.0%)	7 (41.2%)	93 (44.9%)	16 (32.0%)	117	41.9%
その他	-	-	6 (2.9%)	3 (6.0%)	9	3.2%
回答数計	23	110	1,155	259	1,547	

※割合は【総計/279 件】

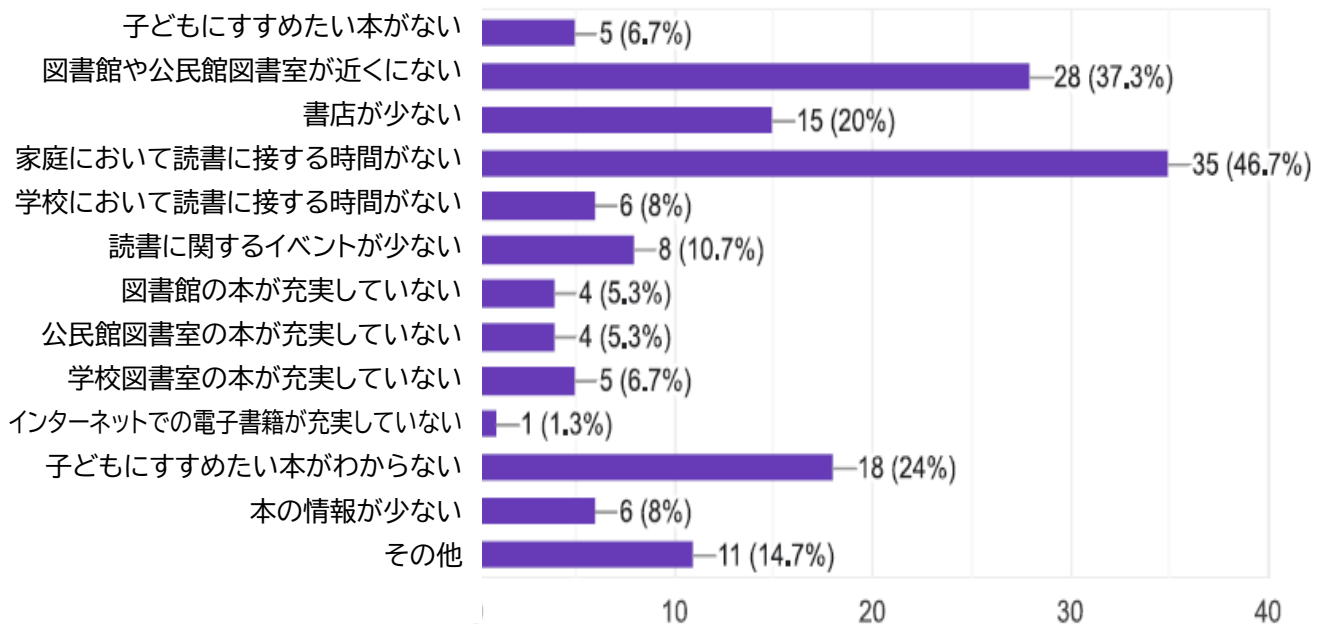
問 12 ①あなたご自身は、現在の子どもの読書環境(家庭・地域・学校等)について、満足していますか。(主なものを1つ選んでください。)

選択肢	0～2 歳	3 歳～就学前	小学生	中学生	総数	割合
十分満足している	3 (60.0%)	8 (47.1%)	63 (30.1%)	8 (15.1%)	82	28.9%
ほぼ満足している	2 (40.0%)	6 (35.3%)	94 (45.0%)	29 (54.7%)	131	46.1%
あまり満足していない	-	3 (17.6%)	52 (24.9%)	16 (30.2%)	71	25.0%
回答数計	5	17	209	53	284	



問 12 ② ①で「あまり満足していない」を選択した方にお聞きします。その理由は何ですか。

(該当するものは、いくつでも選んでください。) 【75 件の回答】

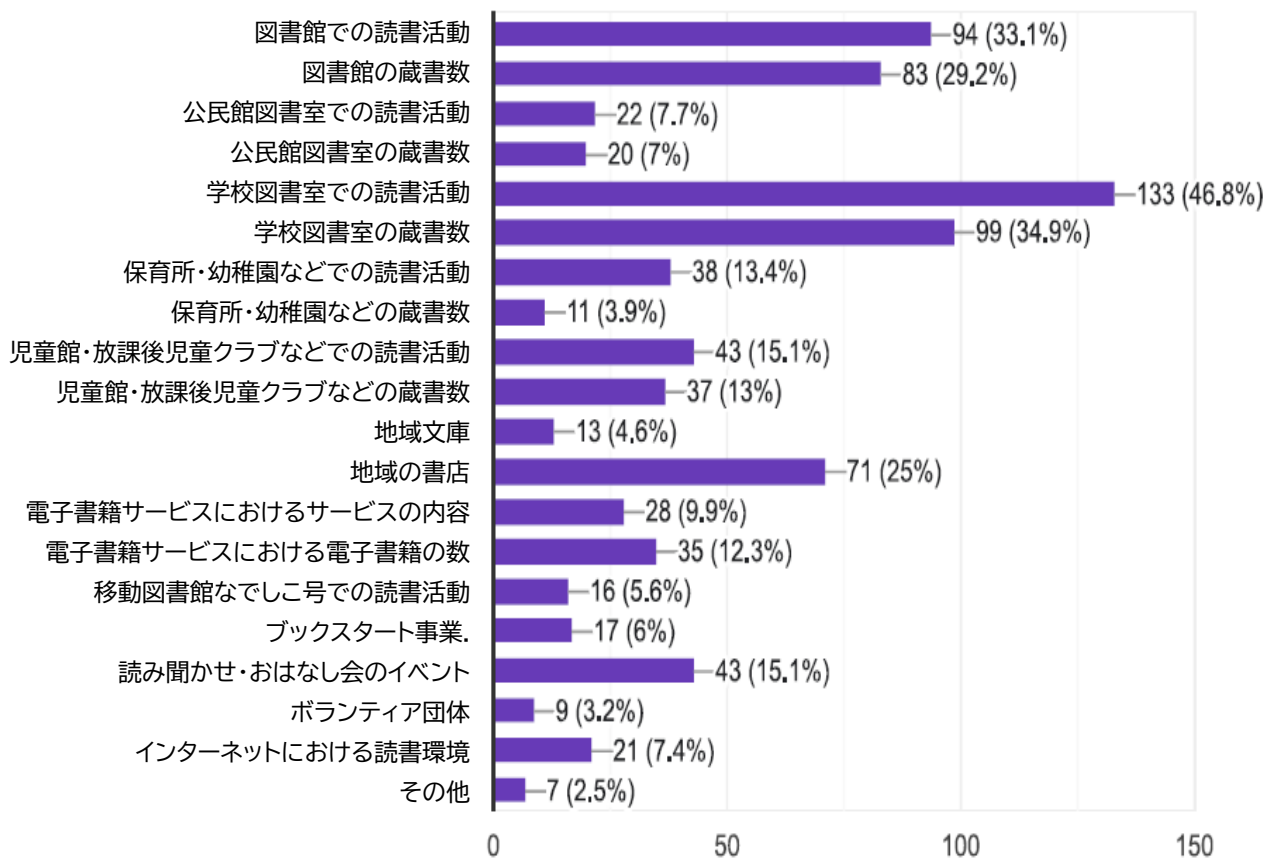


選択肢	0～2 歳 【0 件】	3 歳～就学前 【3 件】	小学生 【55 件】	中学生 【17 件】	総計 【75 件】	割合
子どもにすすめたい本がない	-	-	5 (9.1%)	-	5	6.7%
図書館や公民館図書室が近くにない	-	-	19 (34.5%)	9 (52.9%)	28	37.3%
書店が少ない	-	-	11 (20.0%)	4 (23.5%)	15	20.0%
家庭において読書に接する時間がない	-	2 (66.7%)	28 (50.9%)	5 (29.4%)	35	46.7%
学校において読書に接する時間がない	-	-	5 (9.1%)	1 (5.9%)	6	8.0%
読書に関するイベントが少ない	-	-	6 (10.9%)	2 (11.8%)	8	10.7%
図書館の本が充実していない	-	-	3 (5.5%)	1 (5.9%)	4	5.3%
公民館図書室本が充実していない	-	-	3 (5.5%)	1 (5.9%)	4	5.3%
学校図書室の本が充実していない	-	-	4 (7.3%)	1 (5.9%)	5	6.7%
インターネットでの電子書籍が充実していない	-	-	1 (1.8%)	-	1	1.3%
子どもにすすめたい本がわからない	-	2 (66.7%)	14 (25.5%)	2 (11.8%)	18	24.0%
本の情報が少ない	-	-	5 (9.1%)	1 (5.9%)	6	8.0%
その他	-	1 (33.3%)	5 (9.1%)	5 (29.4%)	11	14.7%
回答数計	0	5	109	32	146	

※割合は【総計/75 件】

問 13 あなたご自身は、子どもの読書環境で、今後充実して欲しいところはどこですか。

(該当するものはいくつでも選んでください。)(284 件の回答)



▼問 13 関係表

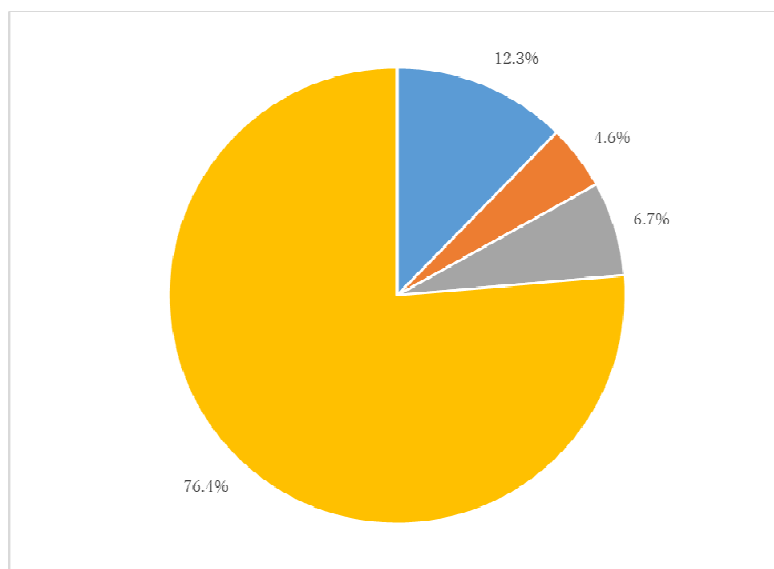
選択肢	0～2 歳 【5 件】	3 歳～就学前 【17 件】	小学生 【209 件】	中学生 【53 件】	総計 【284 件】	割合
図書館での読書活動	1 (20.0%)	8 (47.1%)	70 (33.5%)	15 (28.3%)	94	33.1%
図書館の蔵書数	-	6 (35.3%)	59 (28.2%)	18 (34.0%)	83	29.2%
公民館図書室での読書活動	1 (20.0%)	1 (5.9%)	18 (8.6%)	2 (3.8%)	22	7.7%
公民館図書室の蔵書数	-	1 (5.9%)	15 (7.2%)	4 (7.5%)	20	7.0%
学校図書室での読書活動	1 (20.0%)	2 (11.8%)	104 (49.8%)	26 (49.1%)	133	46.8%
学校図書室の蔵書数	-	2 (11.8%)	80 (38.3%)	17 (32.1%)	99	34.9%
保育所・幼稚園などでの読書活動	3 (60.0%)	9 (52.9%)	23 (11.0%)	3 (5.7%)	38	13.4%
保育所・幼稚園などの蔵書数	-	2 (11.8%)	8 (3.8%)	1 (1.9%)	11	3.9%
児童館・放課後児童クラブなどでの読書活動	-	1 (5.9%)	39 (18.7%)	3 (5.7%)	43	15.1%
児童館・放課後児童クラブなどの蔵書数	-	1 (5.9%)	34 (16.3%)	2 (3.8%)	37	13.0%
地域文庫	1 (20.0%)	-	10 (4.8%)	2 (3.8%)	13	4.6%
地域の書店	-	2 (11.8%)	51 (24.4%)	18 (34.0%)	71	25.0%
電子書籍サービスにおけるサービスの内容	-	2 (11.8%)	22 (10.5%)	4 (7.5%)	28	9.9%

電子書籍サービスにおける 電子書籍の数	-	4 (23.5%)	25 (12.0%)	6 (11.3%)	35	12.3%
移動図書館などしこ号での 読書活動	-	1 (5.9%)	14 (6.7%)	1 (1.9%)	16	5.6%
ブックスタート事業	2 (40.0%)	3 (17.6%)	9 (4.3%)	3 (5.7%)	17	6.0%
読み聞かせ・おはなし会のイベン ト	3 (60.0%)	6 (35.3%)	32 (15.3%)	2 (3.8%)	43	15.1%
ボランティア団体	-	-	7 (3.3%)	2 (3.8%)	9	3.2%
インターネットにおける読書 環境	1 (20.0%)	-	16 (7.7%)	4 (7.5%)	21	7.4%
その他	-	-	6 (2.9%)	1 (1.9%)	7	2.5%
回答数計	13	51	642	134	840	

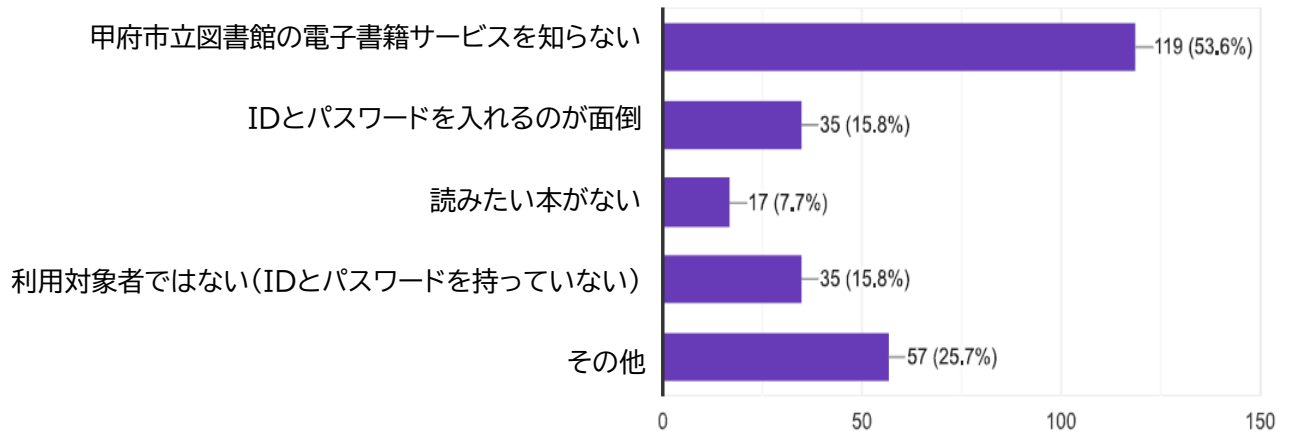
※割合は【総計/284 件】

問 14 ①あなたのお子さん及びあなた自身は、甲府市立図書館の電子書籍サービスを利用したことはありますか。（※市立小中学校等では令和 5 年 12 月から学校の児童・生徒1人1台パソコンで利用ができるようになっています。）

選択肢	0～2 歳	3 歳～就学前	小学生	中学生	総計	割合
子どもだけが利用したことがある	-	-	25 (12.0%)	10 (18.9%)	35	12.3%
あなた自身だけが利用したことがある	1 (20.0%)	1 (5.9%)	9 (4.3%)	2 (3.8%)	13	4.6%
どちらも利用したことがある	1 (20.0%)	2 (11.8%)	11 (5.3%)	5 (9.4%)	19	6.7%
どちらも利用したことがない	3 (60.0%)	14 (82.4%)	164 (78.5%)	36 (67.9%)	217	76.4%
回答数計	5	17	209	53	284	



問 14 ② ①で「どちらも利用したことがない」を選択した方にお聞きします。その理由は何ですか。(該当するものは、いくつでも選んでください。) 【222 件の回答】



選択肢	0～2 歳 【3 件】	3 歳～就学 前 【14 件】	小学生 【168 件】	中学生 【37 件】	総計 【222 件】	割合
甲府市立図書館の電子 書籍サービスを知らない	3 (100%)	6 (42.9%)	94 (56.0%)	16 (43.2%)	119	53.6%
ID とパスワードを入 れるのが面倒	-	1 (7.1%)	27 (16.1%)	7 (18.9%)	35	15.8%
読みたい本がない	-	1 (7.1%)	14 (8.3%)	2 (5.4%)	17	7.7%
利用対象者ではない(ID とパスワードを持ってい ない)	-	3 (21.4%)	28 (16.7%)	4 (10.8)	35	15.8%
その他	-	4 (28.6%)	39 (23.2%)	14 (37.8%)	57	25.7%
回答数計	3	15	202	43	263	

※割合は【総計/222 件】

3 「第4次甲府市子どもの読書活動推進計画」の基本方針

(1) 第4次推進計画 策定に当たって



ア “子どもの読書活動”を推進する意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要です。

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠となっています。 □

イ 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化と現状

国は、令和元年6月、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）を公布・施行しました。また、GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備など、教育におけるデジタル化の取り組みも加速しています。

しかし、新型コロナウイルスの発生を受け実施された各学校の臨時休業等により、児童生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限されました。図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされるなど、こうした状況が、子どもの読書活動にも影響を与えた可能性があります。

「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）では、5月における1か月間の平均読書冊数に関する調査によると、平成30年度と令和4年度を比較した場合、小学生9.8冊から13.2冊、中学生4.3冊から4.7冊、高校生1.3冊から1.6冊と、いずれの学校段階でも令和4年度の実読量の方が多くなった一方で、1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（以下「不読率」という。）は、平成4年度が小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%であり、いずれの学校段階でも国が掲げた数値目標までの改善は図られていません。

また、小中学生においては、コロナ禍における体験活動の機会の減少も不読率と無縁ではないものと考えられています。 □

ウ 課題への取り組みの方向性

全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、不読率の低減や多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進という点も考慮しながら、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。 ①

(2) 第4次推進計画 基本方針

国・県の「第五次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「第4次山梨県子ども読書活動推進実施計画」の施策方針を踏まえつつ、甲府市の「第3次推進計画」の中で明らかになった諸課題に対して、個々の事情に即した実効的あるいは継続的な取り組みを行い、子どもの読書活動を推進します。

○社会全体での取組

子どもが本の世界や読書の楽しさを知り、生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、社会全体における取り組みが必要です。家庭における読書活動に関しては、多様な子どもがいて、多様な家庭状況があることを配慮し、「地域」、「図書館」、幼稚園・保育所・認定こども園等を含めた「学校等」が、それぞれの担うべき役割を明確にし、その役割を果たすような取組を推進していくことが大切です。 ②

○人材の育成

子どもが自ら読書活動に親しみ、読書習慣を身に付けるためには、子どもと本の世界をつなぎ、子どもと本の良い出会いをコーディネートする人材が必要です。そのため、子どもの発達段階や個人差に応じて適切な本を見極め、子どもと本に関する十分な知識と技術を身に付けた人材の育成を図ることが大切です。 ②

○環境整備・充実

子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、あらゆる機会と場所において、自ら読書活動に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていける環境を整えることが大切です。そのために、学校、図書館等が連携し、子どもたちに適切な場、機会、人材が提供されるよう環境の整備を図っていくことが大切です。 ②

○普及・啓発

子どもが自ら読書に親しめるような環境をつくるためには、子どもを取り巻く大人たちが、子どもの読書活動に対する関心をもつことが大切です。そのため、子どもの読書活動の意義や重要性等について、様々な機会を通じて理解を深めていくことができるような取組が必要です。 ②





持続可能な開発目標(SDGs)への取組

・本計画では SDGs17のゴールのうち、主に「4 質の高い教育をみんなに」と「11 住み続けられるまちづくりを」の2つのゴールを目指しています。

(3) 第4次推進計画 実施目標

第4次推進計画では、3つの目標を掲げ、4つの体系からそれぞれの役割を踏まえて、社会全体で読書活動の推進に取り組みます。

【目標】 ① 家庭、地域、学校等との協働による読書活動の推進

② 子どもの読書活動を支える環境整備・充実

③ 子どもの読書活動に関する意義の普及・啓発

【体系】 1 『家庭』における子どもの読書活動の推進

2 『地域』における子どもの読書活動の推進

3 『市立図書館』における子どもの読書活動

4 『学校等』における子どもの読書活動の推進

(4) 第4次推進計画 施策の体系

基本理念に基づき、今後5年間の基本方針と方針別施策及び取組を体系的に設定します。

【体系】 1 『家庭』における子どもの読書活動の推進

1-1 本と出会う場づくりの支援

1-2 読書習慣のきっかけづくり

1-3 家庭での読書活動の支援

【体系】 2 『地域』における子どもの読書活動の推進

2-1 図書館や地域の関係機関との連携

2-3 ボランティア活動の促進

2-4 地域でのイベント等の充実

【体系】 3 『市立図書館』における子どもの読書活動の推進

3-1 図書館資料の整備、充実

3-2 子どもの意見を取り入れた図書館運営

3-3 関係団体への支援と協働

3-4 読書への関心を高める取組

3-5 普及啓発活動

【体系】 4 『学校等』における子どもの読書活動の推進

4-1 読書習慣の形成、読書機会の確保

4-2 地域学校協働活動と連携した読書活動の推進

4-3 学習指導要領等を踏まえた活動推進

4-4 学校図書館の充実

4-5 スキル向上のための研修

4-6 子どもの意見を取り入れた図書館運営

(5) 第4次推進計画の計画期間

《計画期間》

第4次推進計画の期間は、2025年度から2029年度までの5年間とします。

《計画の検証と修正》

本計画については、毎年度、「子どもの読書活動推進協議会」において各施策の実施状況の報告を行い、検証と必要な修正を行うものとします。

4 第4次推進計画 子どもの読書活動推進のための施策と取組

【体系】1 「家庭」における子どもの読書活動の推進

【主な取組】

1-1 本と出会う場づくりの支援

(1)【ブックスタート事業】

ブックスタート事業は、保護者が絵本を通じて子どもと向き合い、コミュニケーションを深めるきっかけづくりであるとの趣旨を理解し、言葉を獲得することから始まる子どもの読書活動に切れ目無く繋がるよう、事業の普及・啓発に努めます。

(2)【本との出会いの機会を設ける】

1歳6か月健診の機会を活用し、保護者へ子どもへの読み聞かせ大切さを伝えるため、図書館から司書が出向きチラシの配付等を行います。

(3)【子どもの特性に合わせた資料の整備】

特別な支援を必要とするすべての子どもたちに豊かな読書体験を提供できるように、アクセシブル(※18)な書籍や電子書籍などの充実を図ります。

1-2 読書習慣のきっかけづくり

(1)【家庭における読書習慣の大切さについて理解の促進】

子どもの読書習慣を形成するため、家庭における読み聞かせや読書の時間を持つことの大切さについて、保護者の理解促進を図ります。

(2)【保護者の理解を促すための親子体験事業の実施】

保護者に読書の大切さを伝え、親子で読書に親しむ体験ができるよう、子育て支援事業やブックスタート事業等と連携・協力する中で、事業の実施を図ります。

1-3 家庭での読書活動の支援

(1)【読み聞かせ会や関連イベントの実施】

読み聞かせ会などの機会を捉え、絵本などの読み聞かせ方、読み聞かせに適した本の紹介などを通して、家庭での読書活動を支援します。

(2)【情報提供】

家庭における読書活動に役立つ読み聞かせ会や関連するイベントの情報等を、様々な方法で積極的に提供します。

(3)【お薦め本などの情報提供】

発達段階に応じて子どもに読んで貰いたいお薦め本のリストや、県内司書が選ぶ「こどもにすすめたい本」の情報などを提供し、子どもの自主的な本選びを支援します。

(4)【インターネットやSNSを活用した情報の提供】

読み聞かせや親子読書等、家庭における読書活動に役立つ情報や関連イベントをホームページやSNS(※19)を通じて提供します。

【関連事業】

ー読書に関する情報提供、参考となるような取り組みー

- ・ブックスタート事業(市民課／図書館)
- ・1歳6ヶ月健診でチラシの配布及びブックスタートの紹介(図書館/母子保健課)
- ・絵本の団体貸出(母子保健課／図書館)
- ・子ども読書啓発活動資料の作成等及び掲示による案内(図書館/母子保健課)
- ・県が選定する「こどもにすすめたい本」の整備(図書館)
- ・児童室での司書お薦め本の展示・貸出(図書館)
- ・山梨県公共図書館協会(県ネット)の活用(図書館)
- ・図書館ホームページやフェイスブック、子育て支援アプリ「すくすくメモリーズ」等 による情報提供(図書館)

ー生活の中への位置づけ、傍らに本がある環境づくりー

- ・乳幼児対象読み聞かせの実施(健康談話室・幼児教育センター／ボランティア)
- ・ちびちびひろば等による読み聞かせや手遊びの実践(図書館／ボランティア)

【体系】2 『地域』における子どもの読書活動の推進

【主な取組】

2-1 図書館や地域の関係機関との連携

(1)【おはなしキャラバンなど子どもと読書を結びつける活動】

施設職員による読み聞かせや市立図書館司書によるおはなしキャラバンなど、子どもと読書を結びつける活動を実施します。

(2)【市立図書館との連携による資料の充実】

市立図書館とのネットワークにより、身近な公民館図書室に居ながら、本館の豊富な蔵書を提供するとともに、各施設の図書室・図書コーナー等の資料の充実を図ります。

(3)【公民館図書室への支援】

市立図書館から公民館への定期的な司書の派遣を行い、お薦め本の展示やブックリストの提供などにより、子どもと地域の人々の読書活動を支援します。

(4)【子どもの特性に合わせた資料の整備】

特別な支援を必要とするすべての子どもたちに豊かな読書体験を提供できるように、アクセシブルな書籍や電子書籍などの充実を図ります。

(5)【なでしこ号による貸出、団体貸出】

市立図書館と連携し、なでしこ号を運行しての図書資料の貸出や、放課後児童クラブなどへの団体貸出を行います。

(6)【インターネットやSNSを活用した情報の提供】

読み聞かせや親子読書等、家庭における読書活動に役立つ情報や関連イベントを、ホームページやSNSを通じて提供します。

2-2 ボランティア活動の促進

(1)【ボランティアとの連携による読み聞かせ】

ボランティアと連携した読み聞かせやおはなし会など、子どもが読書に親しめる機会を提供する活動を支援します。

(2)【スキルアップ研修】

市立図書館等と連携し、子どもの読書活動を推進するボランティアのスキルを高める研修会等を実施します。

(3)【情報の提供】

子どもの読書活動を支援するため、地域でボランティアとして参加できるように、養成のための研修会などの情報を提供します。

2-3 地域でのイベント等の充実

(1)【読書活動の意義や重要性の普及・啓発】

おはなし会等を実施し、保護者に読書の大切さを伝える普及・啓発事業を行い、親子で読書に親しむ機会を提供します。

(2)【読書ボランティアや民間団体と連携し、共に参加し体験できる事業の実施】

読書ボランティアやNPO等の民間団体等と連携し、親子読み聞かせ講座や資料紹介展示など、参加・体験できるイベント等を開催し、読書に親しむ機会の提供に努めます。

【関連事業】

ー身近な居場所の提供、子どもと本を結びつける取組ー

- ・どきどきタイムなど絵本の読み聞かせ(幼児教育センター／職員)
- ・おはなしキャラバンによる活動
(保育園・小学校・公民館・地域子育て支援センター／図書館)
- ・近隣幼稚園・保育園の団体利用受け入れ(公民館図書室)
- ・団体貸出による図書の貸出(幼児教育センター・放課後児童クラブ／図書館)
- ・なでしこ号による図書の貸出(放課後児童クラブ／図書館)
- ・子ども読書啓発活動用パンフレット作成(図書館／幼児教育センター・放課後児童クラブ)
- ・図書館ホームページやフェイスブック等による情報提供(図書館)

ーボランティアとの連携による読書機会の提供、人材育成ー

- ・地域ボランティアによる読み聞かせの実施(幼児教育センター／ボランティア)
- ・地域ボランティアのスキルアップを図るための研修会開催(図書館)



なでしこの会による「おはなしひろば」



高源寺文庫による「文庫活動」

【体系】 3 『市立図書館』における子どもの読書活動の推進

【主な取組】

3-1 図書館資料の整備、充実

(1)【子どもの本の収集・提供】

子どもの成長や発達段階に応じた絵本や図書など、子どもの本を積極的に収集・提供します。また、子どもの本との出会いを支援するため、発達段階に応じたブックリストや読書案内パンフレットを作成・配布します。

(2)【中高生向けコーナーの充実】

中高生世代の読書活動推進のため、YA(ヤングアダルト)サービスと呼ばれる、中高生向けの図書資料の収集と展示コーナーの充実に努めます。

(3)【子どもの特性に合わせた資料の整備】

特別な支援を必要とするすべての子どもたちに豊かな読書体験を提供できるように、アクセシブルな書籍や電子書籍などの充実を図ります。

(4)【図書館ネットワークを活用した図書資料の確保】

県内又は全国の図書館ネットワークを活用し、充実した図書資料の確保に努めます。

(5)【電子書籍の充実と利用促進】

スマートフォンやタブレット端末等で読書ができ、来館しなくても貸出可能な電子書籍を含む、図書館資料の充実及び利用促進を図ります。

3-2 子どもの意見を取り入れた図書館運営

(1)【多様な子どもの意見聴取】

多様な子どもの意見聴取の機会確保に努めます。

(2)【子どもが居心地の良い環境整備】

子どもたちの意見を把握し、特設コーナー等の充実を図る等により、立ち寄りやすく、居心地の良い環境を整えます。

(3)【中高生向け体験イベント等の実施】

職場体験の時に読み聞かせ会の実施を中高生に依頼したりする等、子どもの意見を取り入れた取り組みが期待されます。

3-3 関係団体への支援と協働

(1)【おはなしキャラバン、団体貸出】

保育所、小中学校、児童館、母子保健課などの関係機関と連携し、子どもの読書活動を推進するため、なでしこ号の運行や団体貸し出し、おはなしキャラバンの実施により、関係団体への支援と協働による読書活動の普及と充実に努めます。

(2)【ボランティアの確保と養成】

子どもの読書活動を支援するために必要な知識・技術等を有するボランティアの確保と養成に努めます。

(3)【情報の提供】

子どもの読書活動を支援するため、読み聞かせや親子読書等、保護者等が読書活動に役立つ情報や関連イベント情報を積極的に提供します。

3-4 読書への関心を高める取組

(1)【読み聞かせ、おはなし会、イベントの開催や本の展示などによる子どもが読書に親しむ機会の提供】

子どもが読書に親しむ機会を提供するため、子どもの本の貸出の他に、読み聞かせやおはなし会、おはなしキャラバン等でのストーリーテリング、ブックトーク、子どもに薦めたい本の展示、保護者を対象とした読み聞かせやお薦め本の紹介などを行います。また、これまでに培ってきた読書習慣を維持・継続できるよう、学齢と子どもの興味関心に合わせた本の提供ができるようなサービスを研究し実践します。

(2)【子どもの読書活動に関する相談やレファレンスサービス^(※20)】

子どもの読書や子どもの本に関する相談や、レファレンスサービスを行います。

3-5 普及啓発活動

(1)【読書活動を行う意欲が促進される事業の実施】

「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」、または他部局が開催する子どものイベントへ参加する機会を捉えるなど、読書への関心が高まり積極的に読書活動を行う意欲が促進される事業を行います。

(2)【保護者に読書の大切さを伝える事業の実施】

ブックスタート事業や子育て支援事業等と連携・協力しながら、保護者に読書の大切さを伝える普及・啓発事業を行います。

(3)【ホームページやSNS、館内展示等による情報発信】

子どもの読書活動に役立つさまざまな情報や推薦図書等を、ホームページやフェイスブック、ラインなど、また、館内展示等を通じて積極的に提供します。

(4)【読書活動に関する調査及び情報の提供】

子どもの読書活動に関する調査を行い、情報の提供を行なうとともに、今後の取り組みに生かします。

【関連事業】

－身近な読書環境の整備、発達段階に応じた読書支援－

- ・県が選定する「こどもにすすめたい本」の整備(図書館)
- ・中高生向けYA(ヤングアダルト)コーナーの充実(図書館)
- ・児童室での司書お薦め本及び課題図書の展示・貸出(図書館)
- ・山梨県公共図書館協会(県ネット)の活用(図書館)
- ・子ども読書啓発活動用パンフレット作成(図書館/母子保健課)
- ・図書館ホームページやフェイスブック等による情報提供(図書館)

－学校、地域の関係施設、ボランティア等との協働－

- ・定期的な読み聞かせ・おはなし会の開催(ボランティア/図書館)
- ・おはなしキャラバンの活動
(保育園・小学校・公民館・地域子育て支援センター/図書館) 再掲
- ・地域ボランティアのスキルアップを図るための研修会開催(再掲)
- ・団体貸出による図書の貸出(幼児教育センター・放課後児童クラブほか)
- ・なでしこ号の運行による図書の貸出(放課後児童クラブほか)
- ・絵本、司書のお薦め本等の団体貸出(各保育所、小中学校、母子保健課ほか)
- ・家読(うちどく)(※21)本リストの作成と啓発活動(小中学校/再掲)



ちびっこ図書館まつり
(内田パパによるおはなし会)



クリスマス会
(図書館司書によるおはなし会)

－読書の楽しさを知る場所、体験できる場所として－

- ・「ちびちびひろば」で読み聞かせ・手遊びの実践(ボランティア)
- ・ちびっこ図書館まつり、クリスマス会の開催(図書館)
- ・図書館見学や図書館での職場体験の実施(幼稚園・保育所・小中学校)
- ・「子ども応援フェスタ」へなでしこ号の出動(図書館)

－読書活動推進の中核として－

- ・ブックスタート事業の推進(市民課／再掲)
- ・山梨県公共図書館協会主催の児童奉仕研究部会への参加(図書館)
- ・司書教諭、学校司書、教職員の理解を深める研修会の実施(小中学校)
- ・ホームページ、フェイスブック等を通じての情報発信(図書館)



図書館見学（利用案内、読み聞かせ、ブックトーク）



移動図書館 なでしこ号



ききみみずきんおはなしの会による
「ちびちびひろば」

【体系】4 『学校等』における子どもの読書活動の推進

【主な取組】

4-1 読書習慣の形成、読書機会の確保

(1)【子どもの発達段階等に応じた読書機会の確保】

子どもの発達段階やカリキュラムの進度に応じて、本に触れる機会を十分確保できるよう支援します。(図書館)

(2)【保護者の読書活動への理解】

さまざまな機会を利用して、保護者に対して読み聞かせの大切さや読書活動の意義についての理解を図ります。

(3)【子どもが「読みたい本」の提供】

読み聞かせ用図書など、子どもの読書活動推進のために必要な資料を団体貸出等により提供します。また、子どもに“読ませたい本”だけでなく、子どもが“読みたい本”も可能な範囲で検討・提供します。(図書館)

(4)【インターネットやSNSを活用した情報の提供】

読み聞かせや親子読書等、家庭における読書活動に役立つ情報や関連イベントをホームページやSNSを通じて提供します。(図書館)

(5)【子ども同士で楽しみながら読書習慣を身につけられる活動の支援(ブックトーク、アニメーション等)】

ブックトーク、アニメーションほか、子ども同士が自主的に楽しみながら読書習慣を身につけられる活動の相談に応じ支援を行います。(図書館)

(6)【体験活動】

各教科や特別活動に伴う体験活動に際し、学校図書館を活用した読書活動の充実が重要です。

(7)【探究的活動】

各学年、児童生徒の発達段階に応じた探究的活動を推進するための蔵書整理を行うことが重要です。

4-2 地域学校協働活動(※22)と連携した読書活動の推進

(1)【専門的な知識を持つ者や地域のボランティア等の参画】

読書活動に関し専門的な知識を持つ者や地域のボランティアなどの参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取り組みを行うことが重要です。

4-3 学習指導要領等を踏まえた活動推進

(1)【学校一斉読書(朝読)や読み聞かせ等の読書活動が促進されるよう推薦図書の紹介】

学校一斉読書(朝読など)や、読み聞かせなどの読書活動が促進されるよう、推薦図書等の紹介等を行います。(図書館)

(2)【言語能力の育成】

学習指導要領に示された“言語能力”の育成を図るため、教科を通じての言語活動のほか、学校図書館を活用する中で児童生徒の自主的な読書活動の充実に努めます。

4-4 学校図書館の充実

(1)【図書資料整備の支援】

学校図書館機能の充実を図り多様な図書資料を活用した授業に取り組めるよう資料整備を支援します。(図書館)

(2)【子どもの特性に合わせた資料の整備】

特別な支援を必要とするすべての子どもたちに、豊かな読書体験を提供できるようアクセシブルな書籍や電子書籍などの充実を図ります。(図書館)

(3)【情報リテラシー向上への支援】

児童生徒の情報リテラシーの向上を図り、自ら学ぶ力の醸成を支援します。

(4)【学校図書館DX化の推進】

個別最適で協働的な学びを実現するために、学校図書館のICT化の環境整備、GIGAスクール構想に伴い配備された1人1台端末と連携した図書館の積極的な利活用をすることが重要です。

4-5 スキル向上のための研修

(1)【司書教諭や学校司書、保育士等の研修会実施、子どもと本を結びつける様々な実技や理論を学ぶ研修の実施】

関係団体とも連携し、子どもの読書活動に関わる職員(司書教諭や学校司書、教職員、保育士等)を対象に子どもの読書活動や子どもの本について知識や理解を深め、子どもと本を結び付ける様々な実技や理論を学ぶ研修を実施します。

4-6 子どもの意見を取り入れた図書館運営

(1)【児童・生徒によるおすすめ本の展示】

児童・生徒の意見・要望を把握し、学校図書館運営に生かすことが重要です。図書委員の児童・生徒によるお薦め本の展示を行うなど、意見を取り入れた運営を行います。

(2)【ディスプレイやポップの作成、ビブリオバトル^(※23)等】

ディスプレイやポップの作成、ビブリオバトルや読書会などの実施により、子どもたちが主体的になり読書への関心が高まる取り組みを行うことが重要です。

【関連事業】

－保護者の理解による習慣化、発達段階に応じた支援－

- ・ 保育参観等による絵本の活用（各保育所）
- ・ 保護者への図書の貸出（小中学校図書室）
- ・ 絵本、司書のお薦め本の団体貸出（各保育所、小中学校／図書館）
- ・ おはなしキャラバンの活動（保育園・小学校等／図書館）
- ・ 図書館ホームページやフェイスブック等による情報提供（図書館）

－学校全体での取り組み、自主的な読書の支援－

- ・ 近隣の公民館図書室訪問（保育所／子育て支援センター／公民館）
- ・ 図書館見学や図書館での職場体験の実施（幼稚園・保育所・小中学校／図書館）
- ・ 家読本リストの作成と啓発活動（小中学校／図書館）

－図書館機能の充実、情報センターとして－

- ・ 園だより、図書館だよりの発行（保育所、小中学校図書室）
- ・ 学校間の相互貸借や図書館ネットワークによる図書資料の充実（小中学校図書室）
- ・ 展示の工夫など図書館環境の充実（小中学校図書室）
- ・ 読書週間・月間、読書集会など学校独自の取組（小中学校図書室）
- ・ 授業や修学旅行など調べ学習への支援（小中学校）
- ・ 司書教諭、学校司書等の理解を深める研修会の実施（小中学校／図書館）
- ・ 学校ホームページ等による情報提供（小中学校）

－趣意典拠－

- ① 第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月 文部科学省）
- ② 「第4次山梨県子ども読書活動推進実施計画」（令和6年3月 山梨県教育委員会）

資 料 編

- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・ 甲府市子どもの読書活動推進協議会設置要綱
- ・ 用語解説
- ・ 第4次甲府市子どもの読書活動推進計画 ― 施策の体系一覧 ―
- ・ 令和6年度甲府市子どもの読書活動推進協議会委員名簿

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に

そのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活

動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○甲府市子どもの読書活動推進協議会設置要綱

平成21年9月30日
教委第2号

(目的)

第1 甲府市子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、子どもの読書活動の効果的な推進を図るため、甲府市子どもの読書活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画に基づく施策及び具体的な取組の進行管理に関すること。
- (2) 推進計画の検証及び策定等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関すること。

(組織)

第3 推進協議会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4 推進協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、図書館協議会長をもって充て、副会長は会長の指名する委員とする。
- 3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 推進協議会は、必要に応じて会長が招集し、その会議の議長となる。

(庶務)

第6 推進協議会の庶務は、甲府市立図書館において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表（第3関係）

図書館協議会会長 甲府文庫連絡会会長 図書館ボランティアなでこの会代表 図書館教育研究会会長 母子保健課母子保健係長 幼児教育センター所長 子ども保育課子ども保育係長 子ども保育課保育所長 学校教育課教育指導係長 小学校司書教諭又は学校司書 中学校司書教諭又は学校司書 学事課学事係長 生涯学習課生涯学習係長 公民館長 図書館長 図書館司書
--

注 該当する職に複数名いるときは、当該職に係る所属長が指定する者とする。

— 用語解説 —

- (※1) **読み聞かせ**：絵本などを声に出して読んであげること。子どもの言葉の獲得、想像力の醸成に役立つ。
- (※2) **ブックスタート事業**：第1次甲府市子どもの読書活動推進計画策定時から、家庭における子供の読書活動の推進を図るうえで重要な事業として位置づけ、平成21年度から開始した事業。子どもと保護者が絵本を通して楽しいひとときを分かち合うことを応援するため、市民課に出生届を提出する際に絵本を配布している。
- (※3) **おはなしキャラバン**：甲府市立図書館の司書が小学校などに出向き、アニメーションやブックトークを行い、児童・生徒の読書への関心を高め、本の内容をより深く考えさせる取組。
- (※4) **なでしこ号**：甲府市立図書館が運行する移動図書館。
約3,500冊の本を積載し、市内33か所のステーションを訪問して本の貸し出しを行っている。
- (※5) **団体貸出**：甲府市立図書館が学校や文庫、保育所、児童館などに対象となる子どもの年齢に合わせた本を選び、1～3月間程度本を貸し出すサービス。貸出冊数は対象施設の規模により50冊～300冊位と幅がある。
- (※6) **おはなし会**：読み聞かせやストーリーテリング、わらべうた、手遊びなどを行う会の活動。
- (※7) **ブックトーク**：テーマを設定して複数の本を紹介すること。いろいろなジャンルの本に対する興味を持たせて本を読むきっかけを与え、違った分野の本に読書の領域を広げる。
- (※8) **アニメーション**：作品を深く読み、本を通じてじっくりと考える力をつけて自分自身のことばで表現する力を引き出す。様々な手法を使い楽しませる教育方法のひとつ。
- (※9) **朝読（あさどく）**：小・中・高校で、始業前の10分程度を利用して行う朝の読書活動。
読書習慣をつけることを目的としたもので、教材ではなく各自で用意した本を読む。
- (※10) **情報リテラシー**：情報機器やITテクノロジーを活用して、情報やデータを収集・管理・活用する能力のこと。IT技術が普及した現在では、膨大な情報の中から如何に必要な情報だけを収集・整理し、組み換えたりして活用できるかが問われている。
- (※11) **YA（ヤングアダルト）サービス**：児童ではないが大人でもない、12歳から18歳までの中高生を対象として公共図書館が行うサービス。この世代の個人的関心、学習課題、娯楽などに関する図書やAV資料の収集・提供などが中心となる。
- (※12) **GIGAスクール構想**：教育ICT環境の充実を図り、教員や児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指し、全国の児童生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備した文部科学省の取組。
- (※13) **ストーリーテリング**：おはなしを覚えて自分のことばで語ること。聞き手の創造力を育む。
- (※14) **ちびちびひろば（0～3歳児）**：甲府市立図書館が、絵本の読み聞かせや、おはなし・わらべうた・手遊びなどを通して、発達段階の子ども（赤ちゃん）が言葉を獲得するための、親からの語り掛けなどを学んでもらう活動。
- (※15) **2歳からの絵本クラブ**：甲府市立図書館が、言語を習得した後のストーリーを楽しむための、絵本の読み聞かせや手遊びなどを通して行う活動。ちびちびひろばより対象年齢が若干高い。（2～3歳以上）
- (※16) **おはなしひろば**：親子を対象とした絵本の読み聞かせや紙芝居、わらべ歌など、甲府市立図書館の創立を記念して毎年1回開催している活動。
- (※17) **DX（デジタルトランスフォーメーション）**：デジタル技術を活用して業務やサービスを変革すること。
図書館DX化では、電子書籍やオーディオブックの導入、オンラインでの予約や貸出の可能化、デジタルコンテンツの作成や共有、オンラインでの読書会やワークショップの開催、SNSやブログ等での情報発信、などが例として挙げられる。
- (※18) **アクセシブル**：便利である、利用しやすいこと。
- (※19) **SNS**：インターネット上のコミュニティサイトのこと。様々な種類があり、主なものとして「ライン」「フェイスブック」「インスタグラム」がある。
- (※20) **レファレンスサービス**：利用者が学習・研究をするために必要な資料や情報を効率的に利用できるよう、相談に応じるサービス。
- (※21) **家読（うちどく）**：家庭内での読書活動。親子で同じ本を読んだり、それぞれが読んだ本の感想を話し合うなどの活動を通して、読書習慣をつけるとともに家族間のコミュニケーションを図るもの。
- (※22) **地域学校協働活動**：幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
- (※23) **ビブリオバトル**：京都大学から始まった読書会・勉強会が転じた“書評合戦”。参加者が面白いと思った本を持ち寄って短時間でプレゼンし、一番読みたくなった本を決めるイベント。公共図書館が主催し、中高生に参加してもらう企画が各地に広まっている。

第4次甲府市子どもの読書活動推進計画 ― 施策の体系一覧 ―



体系【4】	施策【17】	取組内容【54】
1 『家庭』	1-1 本と出会う場づくりの支援	(1)ブックスタート事業 (2)本との出会いの機会を設ける (3)子どもの特性に合わせた資料の整備
	1-2 書習慣のきっかけづくり	(1)家庭における読書習慣の大切さについて理解の促進 (2)保護者の理解を促すための親子体験事業の実施
	1-3 家庭での読書活動の支援	(1)読み聞かせ会や関連イベントの実施 (2)情報提供 (3)お薦め本などの情報提供 (4)インターネットやSNSを活用した情報の提供
2 『地域』	2-1 図書館や地域の関係機関との連携	(1)おはなしキャラバンなど子どもと読書を結びつける活動 (2)市立図書館との連携による資料の充実 (3)公民館図書室への支援 (4)子どもの特性に合わせた資料の整備 (5)なでしこ号による貸出、団体貸出 (6)インターネットやSNSを活用した情報の提供
	2-2 ボランティア活動の促進	(1)ボランティアとの連携による読み聞かせ (2)スキルアップ研修 (3)情報の提供
	2-3 地域でのイベント等の充実	(1)読書活動の意義や重要性の普及・啓発 (2)読書ボランティアや民間団体と連携し、共に参加し体験できる事業の実施
3 『市立図書館』	3-1 図書館資料の整備、充実	(1)子どもの本の収集・提供 (2)中高生向けコーナーの充実 (3)子どもの特性に合わせた資料の整備 (4)図書館ネットワークを活用した図書資料の確保 (5)電子書籍の充実と利用促進
	3-2 子どもの意見を取り入れた図書館運営	(1)多様な子どもの意見聴取 (2)子どもが居心地の良い環境整備 (3)中高生向け体験イベント等の実施
	3-3 関係団体への支援と協働	(1)おはなしキャラバン、団体貸出 (2)ボランティアの確保と養成 (3)情報の提供
	3-4 読書への関心を高める取組	(1)読み聞かせ、おはなし会、イベントの開催や本の展示などによる子どもが読書に親しむ機会の提供 (2)子どもの読書活動に関する相談やレファレンスサービス
	3-5 普及啓発活動	(1)読書活動を行う意欲が促進される事業の実施 (2)保護者に読書の大切さを伝える事業の実施 (3)ホームページやSNS、館内展示等による情報発信 (4)読書活動に関する調査及び情報の提供
4 『学校等』	4-1 読書習慣の形成、読書機会の確保	(1)子どもの発達段階等に応じた読書機会の確保 (2)保護者の読書活動への理解 (3)子どもが「読みたい本」の提供 (4)インターネットやSNSを活用した情報の提供 (5)子ども同士で楽しみながら読書習慣を身につけられる活動の支援(ブックトーク、アニメーション (6)体験活動 (7)探究的活動
	4-2 地域学校協働活動と連携した読書活動の推進	(1)専門的な知識を持つ者や地域のボランティア等の参画
	4-3 学習指導要領等を踏まえた活動推進	(1)学校一斉読書（朝読）や読み聞かせ等の読書活動が促進されるよう推薦図書の紹介 (2)言語能力の育成
	4-4 学校図書館の充実	(1)図書資料整備の支援 (2)子どもの特性に合わせた資料の整備 (3)情報リテラシー向上への支援 (4)学校図書館DX化の推進
	4-5 スキル向上のための研修	(1)司書教諭や学校司書、保育士等の研修会実施、子どもと本を結びつける様々な実技や理論を学ぶ研修の実施
	4-6 子どもの意見を取り入れた図書館運営	(1)児童・生徒によるおすすめ本の展示 (2)ディスプレイやポップの作成、ビブリオバトル等

令和6年度甲府市子どもの読書活動推進協議会委員名簿

		要綱〔別表（第3関係）〕	所 属	備考
1	齊藤 洋子	図書館協議会会長	甲府市立図書館協議会 会長 甲府文庫連絡会 会長	会長
2	内山 由利子	図書館ボランティア なでしこの会代表	甲府市立図書館ボランティア なでしこの会 代表	副会長
3	篠原 利明	図書館教育研究会会長	甲府市立玉諸小学校 校長	
4	岡田 恵子	母子保健課母子保健係長	子ども未来部 母子保健課 母子保健係 係長	
5	星野 雅臣	幼児教育センター所長	子ども未来部 子育て支援課 北部幼児教育センター 所長	
6	松井 和洋	子ども保育課子ども保育係長	子ども未来部 子ども保育課 子ども保育係 課長補佐	
7	三井 恭子	子ども保育課保育所長	甲府市中道保育所 所長	
8	輿石 智也	学校教育課教育指導係長	学校教育課 教育指導係 指導主事（課長補佐）	
9	今澤 真由美	学校司書	甲府市学校司書研究会 会長 甲府市立新田小学校学校司書	
10	中國 加代子	学校司書	甲府市学校司書研究会 副会長 甲府市立貢川小学校学校司書	
11	吉田 優哉	学事課学事係長	学事課学事係 係長	
12	古谷 文	生涯学習課生涯学習係長	生涯学習課 生涯学習係 課長補佐	
13	内藤 健実	公民館長	中央公民館 館長	
14	青木由加里	図書館長	甲府市立図書館 館長	
15	野田 直美	図書館司書	甲府市立図書館 司書 児童班 班長	
16	輿水 万里	図書館司書	甲府市立図書館 司書 児童班	

第4次甲府市子どもの読書活動推進計画

令和7年(2025年)3月発行

甲府市教育委員会 教育部 生涯学習室 図書館

〒400-0861 甲府市城東一丁目12番33号

TEL:055-235-1427

FAX:055-227-6766

Mail:kyotosho@city.kofu.lg.jp

URL:<https://libnet.city.kofu.yamanashi.jp/lib/>

